

第二次イタリヤ・エチオピア戦争⁽¹⁾と日本

海野芳郎

一、日本とエチオピアおよびイタリヤとの関係

一九二〇年代後半から三〇年代の前半にかけて、日本とエチオピアの関係でまず意外性に驚くのはその貿易問題であろう。日本からエチオピアへの輸出品は、住民の衣類用綿布、人絹、それに家庭用品、陶器、ガラス器等がその主体であるが、それらの輸出額は、一九二二年から二六年までの数年間に約二倍の増加を示しており、エチオピアの販路は、発展性のある新市場として、日本の重視していたところで、一九三〇年一月一五日には、両国間に修好通商条約が結ばれた。この貿易の拡大傾向はその後も変わらず、当時輸出入とも毎年各々二千万円程度といわれたエチオピアの対外貿易のうち、日本商品の同国輸入は全額の二分の一余を占め、その九割余が綿布と人絹であって、この種の商品に関するかぎり日本の独占であった。いずれも住民の衣服材料であったが、彼等は流行を追わず高級品を入手する必要がなかったし、日本品が欧米品に比し、比較的廉価であったことが輸出増大の理由であつ

た。こうした状況を背景に、当時日本の業界は、エチオピアに公使館を設置するよう強く要望していた。ただし問題は、こうした日本商品の大部分を扱っていたのがインド人商人であったので、これを直接日本側商社の手に戻ると同時に、エチオピア国内産業の育成を刺激することが、今後の重要な課題であった。エチオピアに対するこうした日本の経済進出も、しかし同国にかねてから野心を抱くイタリアを始め欧州関係諸国には、やはり警戒すべき赤信号と映ったのである。

エチオピアでは、一八九六年の第一次エチオピア戦争でイタリア軍に勝利した、メネリック二世⁽²⁾、娘である女帝ザウジツ（Zawditu）が一九三〇年一月に病死し、摂政ラス・タファリ（Ras Tafari）がハイレ・セラシエ（Haile Selassie）一世として即位したが、皇帝はまず民心転換策としてヨーロッパ文化を吸収して専ら意を人心収攬に用い、時勢の推移を洞察しつつ、メネリック二世と同様中央集権化政策に努力し、一九三一年七月一六日憲法を制定し立憲君主制を目指したが、現実には国家の全権はすべて皇帝に集中された、完全な専制国家であった。

日本との外交関係では、一九二八年武者小路公共使がエチオピアを訪問し関係をつないで以来のことであり、ハイレ・セラシエ皇帝の戴冠式（一九三〇年一月）には、英米仏等十三カ国が特派使節を派遣したが、同式典に日本もとくに吉田伊三郎トルコ駐劄大使を派遣、この時吉田はエチオピア側と前記修好通商条約に調印し、外交使節の交換、居住、通商および関税に関する最恵国待遇をきめた。翌三一年一月、エチオピアはその答礼使節として、ヘルイ（Heruy, B. Gheza）外相を日本に派遣したが、その一行中には、皇帝の従弟のリシ・アラヤ（Araya Lidi）、随員テフェラ、通訳官ダバ・ビルー等がいた。ヘルイは参内して天皇に謁見、また国をあげての日本側の歓迎ぶりに、一行は非常に満足しいよいよ親日感を強めた。翌年一行は帰国するが、とくにリジ・アラヤが、日

本女性を妻にしたいと熱望する一幕もあり、弁護士角岡知良がその仲介役に当り、三三年一〇月二〇日には一〇名程の候補者の写真、経歴がアラヤの許に送られ、さらにその数は、翌三四年一月頃には二名にしほられたという。

本件は当時、国際結婚として非常なニュース・バリューをもって、婦人雑誌を中心に話題を提供したが、他方エチオピア側も着々その準備を進めた模様であり、話の進展ぶりに満足した皇帝は、百六十万エーカーの棉花栽培地を日本に譲与する決心をし、そのための日本人移民の導入も計画したとの報道も流れ、また訪日以来とみに親日的になっていたヘルイ外相も、そのエジプト旅行中皇帝同様に、棉花栽培の一定耕作地を日本人に貸与する用意のあること、日本側の要求次第では他の土地を認めてもよく、日本の工業、商業施設を設置することも認める方針であり、「欧州諸国は、目下我国（エチオピア）と東洋の友邦との間に行なわれている折衝に、気をもむ必要はない」と云い放った⁽⁴⁾という。

右の報道ないし情報の真偽の判定は頗る困難であるが、こうした風評を背景に、具体的には貿易量の発展、近い将来とみられた在エ公使館設置問題等の事実にみられる日本・エチオピア両国の親密化は、十九世紀末以来復讐と侵略の野心からエチオピアの動向を逐次凝視していたイタリアの不快指数をいよいよ高め、ついにアラヤと日本女性の結婚問題にも抗議するに至り、さすがの皇帝もその同意を撤回せざるをえなかつた⁽⁵⁾という。

他方、表面上は友好親善の線上にあると思われた日本・イタリア関係は、内実必ずしも良好ではなかつた。元来東アジアに対するイタリアの利害関係は、それ程重要ではなかつたが、三〇年代に入り首相ムッソリニ(Mussolini, Benito)は、その女婿の宣伝相チアノ(Ciano, Galeazzo)とともに、中国に対するイタリアの影響力を大ならしめようと努めた。それは経済的利権を求めるよりも国家的威信を強化しようと狙ったもので、以後イタリアは中国の刑法改正を援助し、その幣制改革にはイタリアの前蔵相が参加した⁽⁶⁾。そうした関係からか、満州事変を討議した連

盟理事会では、イタリア外相グランディ (Grandi, Dino) は、日本に友好裡に反応しなかつたし、かつて駐日大使で彼こそ日本蝨虱と目されたアロイジ (Aloisi, Pompeo) 代表も、日本の支持派に廻らず、そのまま日本は連盟脱退に至つた経緯があつた。

そのムツソリニが、十九世紀末に出現した「黄禍論」の幻影を復活させて、またも日本を刺激したのは一九三四年早々のことであつた。このムツソリニの黄禍論とは、彼が「極東」⁽⁷⁾と題する論文を、ユニバーサル・サーブिस (Universal Service) 社に寄稿したのに対し、三四年一月一四日付サンフランシスコ・エキザミナー (San Francisco Examiner) 紙がこれを掲載し、ついで一月一七日ミラノ新聞ポポロ・デイタリア (Popolo d'Italia) を始めイタリアの各紙と、ヨーロッパの主要新聞がその要旨を転載し、がぜん各方面の注目をひいたものであつた。まずソ連外務人民委員リトヴィノフ (Litvinov, Maksim M.) の、極東問題に関する前年十二月二十九日の演説を引用した同論文は、次に中国のその有望な将来性を強調した後、日本についてはそれとまことに対照的な論評を行なつた。

「目下日本ノ所謂帝國主義的活動ノ過程ニアルハ何等疑問ノ余地ナク一八六〇年及一八七〇年ノ間ニ亘リ日本ハ其千古ノ伝統ヲ固執シツツ一方欧州文明ノ凡ユル進歩ヲ採用セリ從テ今ヤ日本ノ工業組織ハ西洋ニ於ケル最モ進歩セルモノニ比シ劣ル所ナシ日本ハ人口ノ殖増力ニ富ミ國民ハ質素ニシテ尚武ノ美德ヲ有シ且無限ノ犠牲的精神ヲ具ス其ノ武力ハ陸海兩軍ヲ通シ兵員及兵器共ニ強大ナルモノアリ」

「實際上日本ハ今ヤ國際關係上ノ諸協約ニ依リ束縛セラレス平和ニ対ストト將又戦争ニ対ストト自由ノ立場ヲ有スルモノニシテ和戦ハ日本ノ選択ニ懸ル日本國民ノ如キ寡黙ニシテ尚武のナル心理ヲ有スル國民並ニ尚武ノ精神ヲ以テ民族的道德ノ最高ノ表現ナリト信スルカ如キ其指導階級ニ對シテハ所謂國際輿論ノ重圧モ何等ノ効力ヲ有セス更ニ現在ニ於テハ日本ハ滿州占領後一時沈黙考シ且待機スルヲ必要トスルモノナリト考ヘ得ヘシ最後亞細亞史上

ニ於テ吾人ハ一大転換ニ会セルハ疑問ノ余地ナシ東洋ト西洋、ソハ世界史上永久ニ対立スヘキモノナリヤ今ヤ東洋ハ突如西洋ニ近接シ恰モスル接触カ脅威ノ如ク感セラルルニ至レリ、滿州ニ於ケル殷々タル砲声ハ直チニ欧州ニ反響シテ其接近ノ觀ヲ与ヘ居レリ時ニ或ハ新ニ黃禍論ヲ説クモノアリト雖此ノ説タルヤ現時ニ於テハ数十年前ノ如ク異様ニ響カサルニ至レリ事実トシテ軍事又ハ政治上ノ黃禍ハ現存セス只欧州ヲ含ム世界各市場ニ於ケル日本ノ激烈ナル競争アルニ止マル

當時フランスのタン (Temps) 紙はムツソリニの右の論文を目し、太平洋極東問題に關シイタリアの發言權高揚を意識したもの、と率直に批評したが、攻撃の矢面に立たされた日本はさすがに捨ててはおけず、一國の首相論説としては極めて不穩当な内容として、在イタリア松島肇大使に任國政府の注意喚起方を命じたのである。

ムツソリニの非友好的態度をついた松島の抗議は、イタリア側の弁明で一応けりがついたが、どうにも日本が我慢ならなかったのは、中国に対するイタリアの航空機売込運動で、しかもこの問題にもっとも熱心であったのがムツソリニ自身であったから猶更である。中国の空軍あるいは民間航空機の強化策では、勿論各国とも競合的であったが、過去その航空機販売合戦でまず優位に立ったのが、商務省側の強いバックアップがあつたアメリカであつた。そのアメリカは、航空ミッションを中国に派遣していたが、一九三三年秋には情況が変わり、ドライスデール武官の報告によれば、すでに中国側のアメリカ・ミッション再雇傭の見通しは望み薄となつており、その代りイタリア側ミッションが活発に動きそうだとしている。その理由は、アメリカ側の売込工作に対する日本側の強い抗議も見通すことができないが、それよりも、財政部長の孔祥熙がローマに赴いた折に、ムツソリニからイタリア・ミッションの受け入れを熱心にすすめられ、感銘した孔が帰国して、張學良や南京政府を説得したという。こうしてロルディ (Loridi) 將軍以下の有能なイタリア・ミッションが簡拔され、彼等は三三年一〇月中国に到着し、これ

より半年後、団長のロルディは南京政府の航空主要顧問に任命され、やがて彼等は南昌に訓練学校の開設とともに、六百機が同時に離着陸できる飛行場を建設し、南昌もしくは漢口に航空機工場を設置する予定ともされた。なおイタリア航空機の第一回購入分とイタリア・ミッシェンの給与支払分は団匪賠償金から支払われ、その後の購入分には長期クレジットが向けられた。このイタリアの航空機運動に関し、ブレサイセンは、それは、当時の中国における日本の地位に反対して行なわれたものであることは明らかであり、三四年に日本が発した天羽声明は、イタリアに対しては、その中国への軍用機供給、航空基地建設、空軍訓練実施に関する抗議であつたとして⁹⁾いる。なお、国際連盟事務次長から駐伊大使に転任していた杉村陽太郎が、三四年一月三日その信任状捧呈後最初の会谈をムッソリニと行なつたが、日本イタリア間の非友好的な諸問題を相互にとり上げた中で、ムッソリニが、日本はエチオピアに武器弾薬を供給し、皇太子妃を送り、東京の某新聞は盛んに日本エチオピア親善工作进行を唱導している、と詰問したのに対し、杉村は、武器弾薬供給の事実はなく、皇太子妃は間違いで貧乏貴族の娘であること、無責任な新聞記事に耳を傾けるべきでない¹⁰⁾と応答しながら、イタリアの最近の中国政策を批判して、列強に抜け駆けして種々政治工作をしているが、日本の国論を極度に刺激しており、航空機売込こそ迷惑千万と反撃していた。

こうした日本イタリア間の耳障りな雑音とは逆に、中国はイタリアに評判がよく、在イタリア中山詳一参事官が英国参事官イングラムから聞いた話でも、中国公使館の大使館昇格の際、劉文島大使の信任状捧呈には、通り一遍であつた日本の場合と違って丁重を極め、イタリアの新聞も大いに祝意を表した¹¹⁾という。

日本イタリア兩國の利害が、中国とエチオピアという二つの地域で、尖鋭的に接触し反発していた時期に、突如としてイタリア・エチオピア紛争が勃発したのである。

二、イタリア・エチオピア紛争の進展と日本の動向を憶測する各種の報道

その起源を十九世紀後半に見出せる主役のイタリア・エチオピア兩國の關係と、脇役として舞台上に常に出演していたイギリス、フランスの演技力の追求は、本論の性格上最少限度の記述に止めるが、イタリア・エチオピア開戦に至る紛争直接の原因となったのは、一九三四年二月五日、イタリア領ソマリランド (Somaliland) とエチオピアの国境付近で、兩國兵が武力衝突したワルワル (Walwala) 事件であった。この衝突事件は歴史的にみて、偶発的、突発的なものではなく、イタリアの同方面に対する入念な野心が、ついに国境紛争という形で噴出したもので、同年八月の時点でアメリカ側情報⁽¹³⁾は、すでにイタリア参謀本部はエチオピアの軍事占領を計画し、戦略物資の集結と補助空軍基地の整備を行ない、具体的な侵入計画を立てていたとしている。

ワルワル事件については、イタリア、エチオピアともに相手が最初に攻撃したと主張し、とくにイタリアはワルワルはイタリア領の一部として、エチオピアに、ハラール (Harar) 州知事の謝罪、イタリア国旗に対する表敬、責任者の処罰とイタリア側死傷者に対する損害補償の四点を要求したに對し、エチオピアは問題を、兩國修好調停仲裁裁判条約 (一九二八年八月二日調印) 第五条規定の手續に、付託することを要請した。イタリアはこれに應ぜず、そこでエチオピア側は二月一四日、ついにイタリアとの直接交渉をあきらめ、事件の経緯を國際連盟事務総長に通告して、連盟の注意を喚起⁽¹⁴⁾したが、その後もワルワルその他で双方の衝突は止まるところがなかった。

ローマにおいて、エチオピア代理公使ゲーブレ・エースス (N. A. Chevre Yeasus) が杉村を訪問したのは、こうした紛争初期の段階 (二月二一日) であったが、彼は、イタリア側が攻撃する限りエチオピアは断固これを排斥し、そのため八十万程度の兵力を向けることも可能であると強弁し、同時に武器彈薬が欠乏しているエチオピア

の現状を訴え、またドイツとの関係であくまでイタリアに好意を繋ごうとするフランスや、老獪なイギリス、それにエチオピアの利益を考慮しない国際連盟と、それぞれに不信をぶちまけ、結局頼みとなしうるのは、日本以外にないと訴えてその援助を要請した。¹⁵この時杉村は、問題がいかにも複雑機微であるので、とくに肯定的な返事は避けたが、くしくもその後の紛争をめぐって、関係国はゲーブレ・エーススの批評通りの対応ぶりを示したのである。

翌一九三五年一月三日、エチオピアは連盟規約第十一条二項により、国際連盟側の注意を喚起し、さらに一月一日付書簡をもって、時あたかも開会中の第八十四回連盟理事会の議題として、本件紛争を上程することを要求した。かくて好むと好まざるとにかかわらず、国際連盟は紛争を処理せざるをえなくなり、この時点からイタリア・エチオピア紛争は、東アフリカの地域的紛争から、一挙に国際政治上の問題に拡大したことを意味した。しかるにこの時期はフランスの首相ラヴァール(Laval, Pierre)のローマ訪問があり、一月七日に成立した仏伊協定で、フランスはチュニジア等北アフリカにおける若干の権益とともに、エチオピアにおけるその活動について、ある種の諒解をイタリアに与えた。こうして背後を安全にしたムッソリニは、紛争を連盟理事会の処理に委ねることを好まず、また連盟側の空気も、さきの満州事変やポリビア・パラグアイ紛争に懲りたか、本件処理にも消極的で、イデン(Den, Anthony)、ラヴァール等はエチオピア代表の説得に当り、理事会の議題とせずあくまで両国間直接交渉により、紛争解決に努めるよう承諾させ、一月一九日連盟理事会は同事件の審議を、次回理事会開催まで延期することに決した。

しかしイタリアの真意は、連盟の干渉を排除するにあり、直接交渉を進捗させず、現地の情勢はいよいよ急を告げるに至った。すなわちイタリアは、ソマリ、エリトリア(Eritrea)両植民地に兵力増強のため、二月五日から

一日までの間に三コ師団を動員し、興奮裡に軍需品の輸送を行なうとともに、ファシスト党員の義勇軍も派遣する等、鋭意出兵につとめた。それは当然国際世論の不評をかい、ためにイタリアはやむなく、アジス・アベバでエチオピアとの直接交渉に入ったが、もとより熱意の不足で進展せず、一旦成立した紛争地点での中立地帯設置案も、三月一五日に決裂したため、三月一七日エチオピアは連盟に第二の提訴を行ない、規約第十五条による紛争解決のための処理を要求した。

かくて連盟自ら手を下さざるをえない状況になったが、エチオピアが第二の提訴を行なった前日の一六日、ヒトラーのヴェルサイユ軍事条項破棄の宣言があり、これに驚愕したイギリス、フランスはイタリアの参加をえて、急きょストレーザ会議を開催し、⁽¹⁶⁾ 対策を練ったものの、実質的な方策を考慮するに至らず、四月一五日から開かれた臨時理事会ではイタリアに気兼ねしてか、ワルワル事件には触れず、その審議は五月二〇日よりの通常理事会に譲り、両国が早急に仲裁委員を任命するよう希望を表明しただけで、第二のエチオピア側提訴も結局不受理となった。

こうして紛争処理に対する連盟側の熱意が今一つ不足していた時期に、本件紛争に対する日本の態度につき、臆測を逞しくした各種の情報ないし誤報が乱れとび、いよいよイタリア側の感情を高ぶらせた。たとえば、イタリアが経済的特殊地位を要求した地域で、エチオピアが日本にコンセッションを付与したとの記事を始め、今回の紛争に日本は拱手傍観できず、あえて干渉を試みようとしている、現に日本はエチオピアに武器援助、資金供給、移民を供給している、また軍隊を派遣し、複数の日本人将校がエチオピアの軍隊を訓練中で、その作戦本部で協力している、こうした日本の侵透策に対し、欧州は一致排撃すべきであるとの報道さえも出現、アメリカ側情報では、あるイタリア士官は、大量の日本人農民がエチオピアに移住しているが、彼等はエチオピア軍を訓練する日本人士官

の変装ではないか、との懸念を洩らしていた⁽¹⁷⁾という。

五月に入るや、イタリアは両国の仲裁委員任命に関する交渉が進行中と公表したが、同時にヨーロッパ諸国から、大量の武器がエチオピアに供給されて⁽¹⁸⁾おり、エチオピア自身も大規模な動員計画を講じているとして、イタリア領植民地の安全保障を理由に、七月二日第二次動員を発表した。この動員により現地に派遣されたイタリア軍は、特殊労働者一万五千と土民兵を除いて約十方に達したが、同兵力をもってイタリア側の戦争準備は完了するといわれ、両国戦闘の開始は、同地方雨期あけの八、九月頃と観測する向きが多かった。

イタリア、エチオピアの紛争に対し、相かわらず沈黙を守る日本の神経を擽る如き報道が流れ、それが刺激となつてイタリア紙はいよいよ反日感情を露骨に示し、これが連鎖反応して、日本の世論と新聞論調を反イタリア的にすると同時に、判官⁽¹⁹⁾も手伝つてますますエチオピア寄りの傾向を強めていた。ついにこれにたまりかねたか、五月一五日駐日イタリア大使アウリチ (Auriti Giacinto) が堀内謙介次官を外務省に訪問した。この時アウリチが指摘したのは、前日の一四日付「英文日日」がエチオピアに同情的な記事を流した⁽¹⁹⁾として、これに抗議するためであったが、その頃大いに高まっていた日本の親エチオピア的世論に、焦慮した結果でもあった。アウリチの抗議を次官から聞いた天羽英二情報部長が、そこでたまたま外務省に出頭した東京日日の楠山外報部長に問い質したところ、本件記事は、アジス・アベバ駐在の特派員、庄子勇之助発電のもので、特派員特有の心情として、駐在国に同情的通信を行なったもので、事実と相違する印象を与えたならば、その点は善処するとの返事で、天羽はそれをアウリチに伝えた。

本件はイタリア大使の単なる抗議として片付いたが、七月に入ると、傍観者ではすまされない事態がもち上つた。それは、「天皇が両国の戦争防止を試みている」という報道や、朝鮮総督の宇垣一成が、「両国開戦の場合日本

は中立たるをえない」と述べたという記事が流布した事実である。いち早くこれに気づいた在京の外人記者が、その真偽を問い合わせる中で、さすがに本件の内外に及ぼす重大影響を考慮して、外務省は各在外公館にそのルートを探らせると同時に、至急否認措置を講ずるよう訓令した。ロンドンの日本大使館の調査によると、七月一日未明、東京の連合本社からロンドンの連合通信福岡通信員あてに、紛争に対するイギリス皇帝の関心いかん、との照会電報がうたれたのを、ロイター社の当日の宿直員が、たまたま自社あてのニュースと誤信し、しかも電報中 King とあるのを、わがわが Emperor of Japan と書き変え、これをロイター東京電報として配付したものが、一日のテレグラフと夕刊の一部に掲載されたもので、その直後これに気づいたフランスのアパス社が真偽を問い合わせ、始めてその真相が判明、連合は即刻取消ニュースを発表した⁽²¹⁾という。また宇垣談の記事は、七月七日の「京城日報」が、総督室での宇垣の記者会見談として、「イタリア・エチオピア両国の紛争は漸次險悪となり、今やそれが欧米諸国にまで波及する大問題になりかけている様である。吾人としても人道上、冷然としてこれを対岸の火災視しておるわけでは済まぬ様な気持もする」と告げた旨の記載を、外地新聞がさらに誇張拡大して転載したものであった。しかも宇垣自身は、そのような発言は全くなく、事実無根としてこれを否定していた。

宇垣の談話記事はともかく、一国の元首たる天皇のイタリア・エチオピア紛争調停記事は、たとえロイター社自身取消記事を発表したにせよ、そのままに捨ててはおけなかった。極度に神経を高ぶらせているイタリアは、対日警戒心をいよいよ強めるであろう。天皇調停の記事を否認するよう本国からの訓令もあり、他用も兼ねて杉村は、その弁明のため七月一六日ムツソリニを訪問した。その時杉村は記事否認のついでに、巷間日本はエチオピアを援助する方針のように伝えられているが、こうした報道はすべて事実無根であると指摘した上、日本はエチオピアに通商上重大な利害は有するが、政治的には関心はなく、この際紛争に干渉する意思はないと伝えた⁽²²⁾が、これが

はしなくも「杉村声明事件」として、内外に少なからぬ反響をまき起す契機となつたのである。問題の記事否認よりも、紛争には無関係という杉村の弁明に、ムッソリニは頗る満足し、早速チアノ宣伝相を呼んで、その旨の公表を命じた。一六日付ローマ発連合が伝えたイタリア政府の公式コミュニケーションは、「同日ムッソリニは杉村大使を接見したが、この時大使は、本国政府の訓令に基づき、日本政府はイタリア・エチオピア紛争については何ら介入の意図はなく、またエチオピアについては何ら政治的関心を有しない旨を確言した」と報じたのである⁽²³⁾。

これでは紛争当事国の一方にのみその態度を明確にしたことになり、全くの片手落ちといわざるをえない。果して右コミュニケーションが日本に伝わるや、杉村はイタリア側に利用され、いたずらに日本の将来を束縛する如き行動に出たとの非難が高まる一方、在京の内外記者からはしきりと質問が出、外務当局は、その趣旨の訓令を送つたことも、またそうした報告にも接したことがないことも、応答しなければならなかつた。一七日広田弘毅外相から杉村に、何故そのような弁明を行なつたか、その説明を求めた電報が発電された。折返し杉村から一八日付の次のような報告⁽²⁵⁾が送られた。すなわち、今回行なつた言明は、イタリアへの赴任出発に当り、大臣から親しく訓示されたところで、かねてイタリア側に申し入れたところでもあつたとし、(そしてその理由として)、エチオピアに同情したものは人情の自然であり、他方イタリアに対しては、特別の親善関係を結ぶ必要はないとの前提の下に、(一)ムッソリニは欧米諸国ないし白人種を警醒するため黄禍を叫び、日本の対外進出を誇張して宣伝する癖がある故、日本の対外政策の重点は太平洋と極東にあり、その他の地域には軍事的、政治的意図を有せず、主として通商と移民による国勢の伸張を計る点にある旨を十分徹底させ、(二)ムッソリニの女婿チアノは、張学良、宋子文等との関係から、中国人欧米派の好感と信頼をつなぐため、とかく日本に對抗し、現に華北事件あるいは蒙古事件が起るや、一般の視聽を伊エ紛争から、日中あるいは日ソ問題に転化せしめる底意から、盛んに新聞を操縦して日本に不利な記

事を掲げしめた事実があり、(三)先にムツソリニ対し、厳正なわが態度を表明して以来、ローマではなくロンドンやパリ特電として、日本がエチオピアに対し、武器の供給等軍事的支援を与える旨の情報を流布したことがあり、この機会にそれを根本的に匡正することが緊要と痛感されたため、と述べていた。しかし杉村の理由づけがどうあれ、あるいは微妙な国際環境から少なからず影響されたとはいえ、杉村の弁明は本国訓令からの逸脱であり、対外的に混乱を招いた責任は免れない。

一九日広田は改めてアウリチに、日本の真意はイタリア・エチオピア両国の円満解決を望むにあり、両国紛争に關しては、現在日本政府として意見を述べる時期でなく、成行静観の立場で事態の推移を注視するものであると伝えた。⁽²⁶⁾それは再び従前の不明瞭な態度に復帰することを意味し、同時に杉村の弁明を間接的に否定したものであったが、この間無責任な報道がこの広田の言明をも曖昧にした。同じ日付のローマ発UPは、杉村自身、自分の弁明は政府の訓令によつたもので、情報部の役人はこれを知らなかったと述べたと伝え、二二日付UPは、これも杉村の発言として、広田外相の言明は誤りで、ムツソリニに対する自分の弁明は変更する必要を認めないと述べたと報じた。いずれにしても首尾一貫しない日本側の態度が、イタリアの神経を逆撫でし、日本の恐るべき態度豹変として、イタリア各紙はいっせいに対日攻撃を開始した。二三日付の政府機関紙ポホロ・ディタリア (Popolo d'Italia) は、東京政府の態度豹変は、人類の外交史上先例を見出し難いものであるとして、「日本は暴力をもって日中紛争を捲き起して以来、その物産を世界市場に侵略的に漲らせ、全世界に商業上の活動を行いつたが、今やヨーロッパに対する侵犯の新根拠地を準備すべく、紅海に入らんことを企画している。日本は、白人が数十年の研究と創造の苦しみにより、創案せる政治的創造力および政治的進化の成果を殆んど機械的に模倣し、而も白人がなせるが如き文明への貢献をなす事なく、世界歴史に登場したのであるが、今や日本はその巨大な帝国主義的夢想に酔っ

て、ヨーロッパの最も文明的な民族が、数世紀に涉って何等の反対もなく植民し来ったアフリカに於て、これ等白人種に代る位置に就かんことを目的としている事は明白である。この目的を達成すべく、日本は今回エチオピア黒人種の守護神の役割を買って出たので、日本の此態度は、エチオピアにおける伊仏英の共同戦線を攪乱せんとの意図と見ざるをえない」と酷評し、メッサジエロ (Messaggero) 紙は、「日本外務省の代弁者は、エチオピア国に対し少しでも同情を示せば、アジア民族及び黒色人種に対する日本の権威は増大し、通商上並に政治上の勢力も亦拡大しようと言っておるのではないか」と攻撃、その他ジオルナーレ・ディタリア (Giornale d'Italia) 紙、テヴェレ (Tevere) 紙等異口同音に黃禍論を唱え、日本は欧米の公敵という極端な反日記事を掲げた。このイタリア言論界の興奮ぶりは、従来イギリスに向けていた攻撃の鋒先を、一転して打倒日本への論陣とし、対日攻撃に極端なまでの字句を用い、さながら罵詈雑言の競争であったという。この筆陣攻勢に刺激され、イタリア国民の感情はいやが上にも激昂した。この状況に、さすがにイタリア政府も不慮の事態を懸念して、杉村以下大使館員の身辺を警護し、レジナ・マルグリータ街の日本大使館は、制服巡查六名と黒シャツ隊員が配置警備したと伝えられ、フアンストの大デモンストレーションが行なわれた二六日夜は、当局は万一の危険に備えて、二、三百名程の憲兵をもって日本大使館を始め、イギリス大使館、エチオピア公使館等を警戒させた。当時アメリカのカーク (Kirk, Alexander) 代理大使は、この情勢につき本国に次のように報告した。⁽²⁹⁾

イタリアの現政権は、あらゆる機会を利用してその侵略政策を支持させようと、大衆感情をかき立てている傾向がある。この宣伝は当初主として新聞が行なっていたが、次第に行動的になり、国の到るところでデモがひんばんになった。従来これらのデモは排英の形で行なわれていたが、過去数日間には日本もエチオピアと同一範疇に置かれ、とくにデモの対象となっている。ジェノアでは日本領事館にデモが行なわれたとの報告もあり、昨夜(二六日

夜)はローマで、反英、反日、反エチオピアのプラカードが見られた。

こうした物情騒然たる状況を招いたイタリア各紙の論評に対し、当然杉村はイタリア当局に嚴重に抗議するか、あるいはスピッチ (Sivich, Fulvio) 外務次官と、その善後策を協議するかが期待されたが、しかし当の杉村は極めて慎重で、イタリア国民が極度に興奮している現在、多少とも行動に出ることはまずいと判断し自重していた。そこで日本から抗議がないまま、七月下旬から八月月上旬にかけ、ローマその他で険悪な空気がみられ、日伊関係の歴史でも最悪の事態が続いたのである。

そうした折も折、またもや不穏な海外報道が、しかもより具体性を帯びて登場する。「日本はつとにエチオピアに兵器供給を企図しており、今回エチオピアのマカレ (Makale) 地方で、日本製銃器、薬莖ともに発見された」⁽⁴⁰⁾ とか、「日本・エチオピア間に大量の武器輸出契約が成立し、近く軍事、経済使節がエチオピアに派遣される予定である」⁽³¹⁾等の記事であったが、しかもそれらの記事を裏づけるかの如く、八月二日ゲーブレ・エーススが再度杉村に対し、孤立無援のエチオピア軍にせひ日本の援助を要請したい⁽³²⁾として、すでに一カ月前からアジス・アベバ鉄道による武器輸入は停止し、辛うじてイギリスの好意から、ケニヤ、スーダン方面から駱駝による幾分かの輸入があるのみ、と現状を伝えた上、日本からの武器輸入も現状では至難であるので、この際潜水艦を出動させて、エチオピアに来るイタリア軍用船を撃沈できないか、それが不可能なら、せめて義侠心を發揮して、対エチオピア援助を公然声明してほしいと流涕して頼み、杉村がさすがに事の重大かつ機微に確答を洩ると、代償として、鉄道敷設権、鉱山採掘権等利権の譲渡も示唆⁽³³⁾したという。こうした有形無形のエチオピア援助説をめぐり、第三国も無関心ではおれず、東京ではフランス大使ピラ (Pila, Fernand) が外務省を訪れて事件の真相を迫り、ハリソン (Harrison) イギリス書記官も、武器輸出問題に関連して東郷茂徳欧亜局長に、日本側の真意を尋ねた。⁽³⁴⁾

たとえ極端なまでの誇張または著しく的外れの推測があったとしても、単なる報道や情報のかぎりでは、まだ直接的な影響はなかったが、現実にはエチオピアから援助を要請してきたとなると別問題である。八月六日広田から杉村に、こうした事態にそなえて日本側はいかなる態度をとるかにつき、次の訓電が送られた。「帝国政府トシテハ伊エ両国ト修好関係ニアル以上紛争ガ速ニ円満解決センコトヲ希望スルモノニシテ、武器輸出等ニ依ル対エ援助ハ事實上困難渺ラス又紛争国双方ニ友好関係ヲ有スル帝国トシテハコノ際、対エ援助声明ノ如キ一方ニ偏スル行動ニ出難ク、況ヤ兵力行使ニ依ル援助ノ如キハ何等考慮ノ余地ナシ³⁵」。すなわちエチオピアの要請には断固拒絶の対応である。その訓令を受領した杉村はしかし、時にイタリア側官憲、密偵の監視が嚴重で、エチオピア側に内密連絡することが困難であり、なお暫く執行の好機を待つこととしたいと返電³⁶したが、その後いつ訓令を執行したかは不明である。

こうして各方面に不穏な報道や情報が渦巻く中では、日本は第三国向けの武器輸出にまで細心の神経を向けなければならなかった。一例として、当時日本・ハンブルグ間の定期航路に従事していた日本郵船の松江丸が八月下旬の頃、同月下旬もしくは九月上旬にハンブルグを出航する予定として、日本郵船東京本社を通じて、通信省に電報で照会した。その内容は、出航地で不明確ながらドイツ製またはチェコ製らしい兵器約六十トン、カートリッジ約三百トンを積み、途中英領ソマリに寄港して、これを陸揚げする段取となっているが、イタリア・エチオピア紛争の激化に伴ない、この種の運送は慎重考慮を要するのではないかという問合せである。八月一六日通信省から照会された外務省は、陸揚地が第三国の植民地であり、かつ英独両政府の許可もある上、単に積荷を引受けたに過ぎず、単なる商取引とみなし別段の異議はない旨、ただし万一開戦の場合は、戦時禁制品積載船としての危険を負うこととなるかもしれないと回答した。しかしこの外務省の判断にもかかわらず、實際上種々の困難が想像され、また今

後の定期航行上さらに困難が増大することもあるとして、日本郵船自ら積荷と寄港を見合わせた。

とかく沈黙勝ちな日本政府とは対照的に、日本の世論は明らかに、弱者たるエチオピアに同情的であった。紛争の勃発とともに東アフリカの一角に関心が集中する中で、いち早くエチオピア支持を目標とした対外硬運動団体たる安定勢力倶楽部、同じく黒電会自由倶楽部内のエチオピア問題懇談会が結成されたのを始め、その他大日本ツラ青年連盟、愛国青年連盟、愛国学生連盟、風雲倶楽部、大日本生産党、国粹大衆党挺身隊、昭和神聖会、大阪エチオピア会等も活発な動きをみせた。このうちもつとも積極的にエチオピア支援運動を展開したのが、頭山滿、大山卯次郎、三浦弥五郎を代表とし、石光真臣、田鍋安之助、末永一三、五百木良三、葛生能久、角岡知良、入江種矩、松田楨輔等を委員とするエチオピア問題懇談会で、六月四日同会は有志懇談会を開き、「一、吾人はエ政府および国民に深厚な同情を寄せ、二、吾国民が堅忍不拔以て国難を克服し、三、伊政府に対しては、飽迄侵略的行動を避け円満な本問題の解決を希望する」旨の決議文を採択し、これをヘルイ外相とイタリア大使館に送ることとし翌五日同会委員がイタリア大使館において、一等書記官メルカイ通訳の下にルイジ・マリアニ (Mariani, Luigi) 参事官に会見、右決議文を手交している。また日伊間に険悪な暗雲がみえ始めた七月中ばにも、再びヘルイに激励電を發し、さらにイタリア・エチオピア戦争勃発後は、義捐金・品の募集、薬品の現地送付あるいはエチオピア特派ダバ・ビルー (Daba Birru, Ato) の激励等の運動を行なったほか、随時講演会、座談会を開き、檄文、勧告文を作成した。なお七月末にはエチオピア防衛同盟会が、八月始めにはエチオピア救援同志会が、そして一二月には会員四十五名の日本・エチオピア協会 (日エ協会) も結成された。この種の対外硬団体のあいにく出現とその執拗な動きに、警視庁はイタリア大使館の安全にそなえ、八月七日から制服巡查四人二組をもってその警戒に当たった。

こうした団体活動のほかに、七月頃より個人的動機から、エチオピア義勇軍志願者もしくは恤兵費その他の寄贈を申し出る者も漸増する。これを在大阪エチオピア名譽領事湯川忠三郎に届出分をみて、七月一七日―八月三日が三一件（うち義勇軍志願者一九名）、八月一四日―同二四日は三三件（うち義勇軍志願者二〇名）、九月二日―同一三日が一六五件（うち従軍希望者一四三名）という数字がみられるが、勿論従軍志願者には許可が下りていない。なお極めて数少ないエチオピア渡航者の一人であった庄子勇之助（大日本ツラン青年連盟所屬）は、東日、大毎特派員として三月に現地に渡っており、既述エチオピアに同情的な英文日日原稿を送ったが、彼は特使ダ・ピルーの日本行きに同行して帰国し、対外硬団体主催の各地の講演会、演説会でエチオピア事情を紹介して廻った。こうしてイタリアの横暴を叫び判官墨屏の多かった一般的風潮の中で、しかし例外的に次のようなイタリア支援を訴える声もあつたことは興味のある事実である。「日本はイタリアを支持して英米の圧迫にそなえよ―エチオピア遠征は延びんが為の戦争にしてイタリアの当然なる権利なり―他日日本が不幸にして国運を賭して戦はねばならぬ時、少くともイタリアの好意的中立を確保する準備工作としてイタリアを支持せざるべからず」。

ところで、イタリア・エチオピア紛争はその後どのような経過を辿っていたか。四月の臨時理事会で問題の審議を次回に譲つたため、五月の通常理事会はやむなく紛争を議題とするに至ったが、やはり自らその処理に当るを好まず、再び当事国の仲裁交渉を勧告する。その間イタリアは統々東アフリカに派兵し、着々戦備を整えていったので、たまりかねたエチオピアは仲裁交渉に期限を設けるよう要求し、そこで理事会は五月二五日の決議で、きたる七月二五日までに仲裁が不成立の場合、あらためて理事会を開催し、対策を協議することとした。これより理事会の周旋もあり、イタリア、エチオピア双方各二名からなる仲裁委員会が、六月二五日からオランダのスケブニンゲンで開かれたが、討議範囲や第五委員選任問題等で交渉は難航、九月三日ワルワル事件に関する仲裁委員会の判定

をようやくみたものの、双方ともに責任なしという曖昧な結論であった。

この間第三国の裏面工作も活発であり、紛争解決案として、六月下旬にイギリス連盟事務大臣イーデンの作成案⁽²⁷⁾や、八月中ばに英仏両国の作成案が登場するが、いずれもムツソリニの拒否するところとなったため、九月四日再開の理事会は自ら手を下さざるをえなくなり、五国委員会を設置して、当事国間交渉の基礎となる解決案の研究を付託した。以後同委員会は審議の末、解決案たる一種の国際管理案を作成して両当事国に提示したが、これもイタリアの容れるところとならなかった。かくて九月二六日、紛争の解決は不可能とみた理事会は、最後の手段として、連盟規約第十五条四項で処理することとし、十三国委員会を組織して「勸告を載せた報告書」を作成せしめることとした。事態はいよいよ最後の大詰にさしかかったのである。

この九月、日本をめぐってあい変わらず武器輸出に關する不穏な情報が流布していたし、日本は果してどのような態度に出るか、関係国は神経をとがらせ、ローマでも杉村の許にドラモンド (Drummond, Eric) イギリス大使を始め、カーク (Kirk) アメリカ代理大使、ハッセル (Hassell, Ulrich von) ドイツ大使等がこもごも訪れ、その趣旨の質問をしたという。時にイタリアは、中国に派遣していた航空機ミッションを、エチオピア方面に呼び寄せようとしていた。

三、エチオピア、日本に武器援助の要請

エチオピアの特使ダバ・ビルーが、八月上旬ジブチ港を出発し日本に向かったのは、なおイタリア・エチオピア両国の仲裁交渉が進行している折であり、その間イタリア軍は東アフリカへの派兵を完了していた。一九三一年秋

のヘルイ外相訪日の際、彼は随員として同行しており今回が二度目の訪日であったが、一等書記官の肩書きをもちながら、訪日の目的を明らかにしなかった。当時日本とエチオピア間にはいまだに外交代表はおかれず、ただ大阪にエチオピアの名誉領事館（名誉領事は湯川忠三郎）が設置されていたにすぎず、そこで書記官赴任の触込は最初から疑問があり、かつエチオピア救援と称し三月に渡航した庄子を同伴したから、その疑惑は一層深まった。対外硬団体の一つであったエチオピア救援同志会が急ぎょ八月上旬に組織されたのは、来日するビルーの歓迎と彼との特殊連絡がその主要目的であったといわれる。

こうした右翼団体の熱烈な歓迎をうけながら、九月一三日に神戸に上陸したビルーは、湯川に伴なわれて一九日に上京し、外務省主管課長の欧亜局二課長吉田丹一郎を訪問する。この時彼は本国政府から湯川宛の任命通知状と、ヘルイ外相から広田外相宛の書状を提示しながら、今回自分は名誉領事館一等書記官に任命されたが、実は日本に援助を依頼するために派遣されたものである、と始めてその訪日目的を明らかにした。彼が語ったのは、エチオピアは目下武器弾薬ともに不足しており、これを日本に要請することがもつとも妥当と外務省が判断したこと、また各方面の専門家も日本から招聘したい考えであるとし、次に武器類の輸送方法につき、関係条約上、政府用のものは政府証明書がある限り、各国領土でその通過を認める義務があるが、現実問題として仏伊側領土の通過は不可能で、目下は英領ソマリのベルベラ港だけが、輸入可能の唯一の港で、この点イギリスとも諒解済みであり、同港からエチオピア領まで二日の行程である、なお秘密裡に計画した自分の特派使命もいつか庄子の知るところとなり、エチオピアから多少の援助をえて彼は同行に加わったこと、また日本の新聞が自分を利用して種々計画を行なっていることを知って不愉快であった、ということであった。

次いで二一日、再度吉田を訪問したビルーは、次のような援助要請の詳細を明らかにした。

一、外科医若干名、陸軍軍事教官（少佐、大尉、中尉各一名）、築城技術者若干名、電信技師四名、砲術教官二名、航空機聴音機使用教官一名、エ国青年訓育のための一般教育者、エ国留学生の対日派遣

二、医薬一万人分、外科医使用天幕、野戦病院用天幕

三、機関砲（口径七・九二センチ）二十四挺、軽機関銃二百挺、大砲（弾薬一門につき一万発）十二門、高射砲（弾薬一門につき一千発）十二門、聴音機（小型）四台、小銃（口径七・九二、弾薬一千万発）五千挺、軽タンク車四台

四、軍用電信五十架、兵士用小形天幕一万个、水筒一万个、濠用望遠鏡四個その他濠用器具、兵士糧食等

五、弾薬製造設備（とくに空雷管充填のため）、兵器廠修復用物品

その支払方法としては、兵器弾薬は現金支払、医薬その他の物資はエチオピア産品で支払い、弾薬製造設備はクレジットを設定し、教官等の俸給は外務省を通じ交渉するという条件である。

さらに一週間後の二八日、ビルーは当夜下阪するとして、三たび吉田を訪問し、たった今本國から入電したとして、「日本がイギリスとの協議を望むなら、ベルベラ港經由の武器輸送を許可すると、イギリスをして口頭宣言せしめられたい。」旨の電報を提示し、必死の要請を行なったが、この日は三宅坂の参謀本部も訪れ、真奈木敬信中佐や重安大尉に面会している。後日吉田が陸軍省軍務局の有末精三少佐に電話したところ、彼は陸軍省は訪れていないが、やはり参謀本部の岡村寧次少将を尋ねていたことが判明した。この軍関係者訪問は、元来彼にはその予定はなかったが、対外硬団体の示唆をうけて急ぎよこれを実施したと思われる。

ビルーはその後イタリア・エチオピア開戦の報を聞き、再度上京する等あわただしく、またエチオピア懇談会を始め、右翼団体主催の各種講演会、激励会等に出席を促がされ、そこで大いに自國の窮状を訴えていたが、戦局が

エチオピア側に不利に急転した一九三六年三月下旬か四月上旬に、右翼団体開催の送別会を辞退して、突如離日した。エチオピアの存亡分れるところ、祖国の運命を思つて帰心矢の如くであつたであろう。ところで、その前年末、かねて業界からの強い要望があつた、アジス・アベバの日本公使館開設問題が熟し、在仏鈴木九萬書記官が、エチオピアに代理公使として赴任する際、その心得として訓示をうけた（一二月四日）中に、既述ビルーの要請に対する、日本側の回答が示されていた。恐らく各右翼団体にビルーが振り廻されているのを、苦々しくみていた日本の当局が、彼には回答せずに、直接エチオピア当局と折衝することにし、鈴木赴任の心得の一部としたものであらう。

それには、エチオピア側が要請してきた日本陸軍将校等の援助は、目下の事態では応じえず、武器は、国際連盟でも解禁しており（連盟はイタリアに対しては経済制裁を実施し武器を禁輸していたが、それ以外は解禁）、そこで若干は応じうるが、ただし日本の武器は、製作上あるいは運送上相当に高額となるばかりか、エチオピア側に現金支払の用意がなければ問題とならず、また借款は、担保その他の条件が明瞭でなく、国際関係も顧慮する必要もあり、日本には同方面にまで資金を融通する余裕はない、と全くその可能性がないことを伝え、医薬材料および医師に關しては、すでに赤十字社始め関係の向へ通達しておいたが、医師は遠隔かつ紛乱の巷へ赴くため希望者はなく、医薬材料は赤十字国際委員会の各国赤十字に対する提議に従い、すでに日本赤十字社よりエチオピア赤十字社に対し、とりあえず一万人分の繙帯材料を寄贈³⁹済みとあつた。

それでは一時ビルーがあわただしく接触していた陸軍側の態度はどうであつたか。一〇月一〇日、陸軍省軍務局課員の有末精三少佐が既述吉田課長に手交した、「伊太利、エチオピア紛争問題ニ対スル態度」によると、その「方針」は「依然中立的静観主義ヲ持続スル」とあるが、政府方針の、伊エ両国いずれとも友好関係にあり、紛争

が可成速に円満解決することを希望する趣旨とは逆に、「紛争ヲシテ成ルベク永引カシムル如ク施策ス」とし、その「対策」として、「兩國ノ戦鬨行動激烈トナリ輿論沸騰スルモ国内ニ於テ特ニ一方ニ偏スル輿論及國民運動ハ之ヲ差控フ」「対伊制裁ニ関シ英國其他ヨリ勧誘アリタル場合ハ之ヲ拒絶シ伊國ニ対シテ好意ヲ示シ行動ノ自由ヲ確保ス」「エチオピアニ対スル公使ノ派遣ヲ促進シ陰ニエチオピアヲ支援ス」「伊國軍ニハ從軍武官ヲエチオピアニハ視察ノ為ノ武官派遣ヲ交渉ス」「エチオピアニ対スル(伊國ニ対シテモ亦同ジ)武器ノ供給ハ当分ハ差控フ但商品及医薬材料ハ寧ロ積極的ニ之ヲ供給スル如ク指導ス」。すなわち軍側は明らかに紛争を対岸の火災視し、折よくば紛争の遷延化を望んだのである。

この陸軍中央の態度は、在イタリア大使館付陸軍武官沼田多稼藏中佐が杉山元參謀總長に送った意見電の、「伊國ヲシテ連盟ト妥協セズ戦争ヲ開始セシムルニハ今ノ処伊國ノ腰砕ケサル様匙加減必要ト判断ス」と、その根底において同一の見解であるが、軍側としてはイタリアをやがて極東における己れの姿と仮定して、そのエチオピアとの紛争もしくは戦争の推移を擬視したい念慮が強く働いていたのであろう。戦争の勃発に伴ない、軍当局は情報収集のため、一〇月五日イギリス駐在の山本善雄海軍少佐をポートサイドに、また戦線視察のため一一月在フランス陸軍武官服部卓四郎大尉をエチオピアにそれぞれ派遣した。

四、イタリア・エチオピア戦争の勃発と国際連盟の対イタリア経済制裁

さて、最終段階に突入していたイタリア・エチオピア紛争のその後の経過をみると、九月二六日連盟理事会は、既述の如く最後の手段として、もはや紛争解決は不可能との判断から、連盟規約第十五条第四項により処理するこ

とし、「勧告を載せた報告書」の作成を、十三カ国委員会に付託した。またも連盟は常任理事国が当事国となつた紛争の処理に失敗したのである。折しもこうした連盟内の手続が進行中、国境沿いに大軍を集結させていたイタリア軍は、⁽⁴⁾雨期明けを待ちかねたかの如く、一〇月三日午前五時、突如イタリア領エリトリアとソマリの双方から、山嶽と河川、激流と砂漠の国エチオピアの領内を直指し、侵入を開始した。事態は容易ならず、報告書の作成をまたず軍事行動を開始したイタリアに対し、理事会は一〇月七日、連盟規約第十二条違反を議決し、次いで理事会から問題を委託された総会は、一日、出席国五四国中五〇対四の圧倒的多数で、そのイタリアに規約第十六条制裁規定を発動することを決定した。それは後述する如く経済制裁であり、紛争処理に関する法的手続としては当然の流れであつたが、複雑な連盟組織の故に、これより制裁の実施に至るまでなお一カ月以上の時日を要したことが、制裁の効果を著しく減じたといえよう。それはとも角、連盟総会は、制裁品目と制裁の実施を研究し調整させるため、両当事国を除く各連盟国代表一名からなる制裁統制委員会をまず構成、次に同委員会が動いて十八人委員会を始め各種専門委員会を設置して、それぞれ各専管事項につき調査させた結果、一〇月一九日までに、一、武器の対イタリア輸出禁止（各国において直ちに実施する）、二、対イタリア金融禁止に関する財政制裁、三、イタリア製品の輸入禁止、四、ある種物品の対イタリア輸出禁止、五、制裁に参加する連盟国間の相互援助、の五提案を採択し、二―四提案の実施期日を一月一八日と定めた。

イタリア軍がエチオピア領内に侵入を開始した直後、これに連盟が制裁規定を発動するであろうと見越して、その際日本はどのような態度をとるかを、内外記者連がしきりと日本外務省を打診していた。すでに脱退を通告し非連盟国となつていた日本は、連盟側が実施する一連の措置に義務づけられることはなかったが、かつては常任理事国の重席にあつたし、紛争の激化とともに各種の話題を提供してきただけに、連盟が制裁を決定した暁、いかなる

去就を示すか、各方面に重大な関心を抱かせていた。⁽⁴³⁾

理論的には、(一)連盟側の制裁措置に応じこれに協力して同一歩調をとるか、(二)連盟とは関係なしとして自主独立の立場を声明するか、あるいは(三)従来通り無宣言のまま中立の立場を堅持するかの三通りがあったが、その時点では日本の態度はまだ確定していなかった。そこで記者連の質問に外務省係官は、そうした仮説的質問にはまだ確たる回答はできないが、日本は非連盟国であるので、(連盟側に左右されない)独自の見解をもって態度を決定するのが筋合であると言及していた。

だが実は、イタリヤ・エチオピア開戦直前であろうが、連盟側の対イタリヤ制裁の発動を想定した「伊エ紛争ニ対スル帝國ノ態度」なる試案文書が、外務省内で作成されていた。まず、制裁決定の暁必ずイギリス、フランス等の連盟国から、日本に協力を求めてくるであろうとの前提の下に、しかし日本として従来連盟脱退の経緯もあり、また連盟の制裁を効果あらしめることを好まない事情(この点は微妙だが既述の軍側が唱導した紛争の延引策であろうか)もあり、連盟に対しては行動を共にすることはできないとの国民感情すらある、またイタリヤは従前、中国援助を始め各種の不快材料があったに反し、エチオピアは有色人種であり、弱者たる同国に同情と俠気の感情が働くことは動かすことのできない事実である、と指摘した上、だが、連盟に対しその制裁措置への協力を拒否する場合、日本はイタリヤの行動を是認するのではないかとの誤解を、日本の国民とエチオピアの双方に与える危険があり、ことに日本から各種の支援を期待しているエチオピアの失望が大きく、それだけ紛争後のエチオピアに対する日本の立場は不利となるを免れない、そこで紛争国間に戦闘状態が発生し、日本が中立を守る場合には、国際法の許すかぎりエチオピアに好意的態度を示し、あるいは若干の武器弾薬等は同国に輸出し、また中立国が実施しうる商取引の範囲内で、先方から注文があれば応ずべきだとしたもので、要するに連盟の制裁要請には協力せ

ず、日本国民の感情の動き、紛争解決後のエチオピアに対する日本の態度を考慮して、事情の許す範囲でエチオピアを援助するとした、無宣言のまま中立の立場を堅持する第(三)の途を指示していた。

さて、連盟総会が制裁を決議した直後、日本のとるべき態度につき、在外から本省に各種の意見電が送られたが、そのうち在ジュネーブ事務局の横山正幸局長代理の意見は、この際連盟から離れた別個の立場に立ち、武器の輸出禁止実施を声明することが肝要であるとし、それが連盟と政治協力を断絶したわが立場を失なわず、同時にイタリア・エチオピア両国に友好を念ずるわが態度を保持するゆえんであり、仮に連盟側から協力の申出がなされる前に、武器輸出禁止の実施を宣言すれば、わが独自の平和的措置であることが一層明白となり、しかもそれは、戦争の勃発にともないいち早く中立法を適用したアメリカと、同一の措置（武器禁輸宣言）に出たことになり、同国と歩調をともにできる利益もあり、充分考慮するに値するとした。この横山の意見電に、在ベルギー有田八郎大使も、在フランス佐藤尚武大使も賛成したが、とくに佐藤⁽⁴⁶⁾は、この際日本は厳正中立的態度を持続し、この不幸な紛争が早急平和裡に解決するを希う立場から、連盟側の申出に接して始めてその態度を回答するよりも、これに先立って根本方針を宣明し、とりあえずの措置として武器輸出を禁止し、その旨宣言することがわが態度を公明ならしめ、他日日中間に紛争が起る場合の備えともなるとしたのである。いづれにしても彼等は、連盟とは関係なく自主独立の立場を声明する第(二)の途を提唱した。

しかし広田弘毅外相は、こうした在外からの意見を採用しなかった。彼は試案文書と同じ第(三)の途を考慮していた。経済制裁で協力を求められた場合には、まずその申入の内容を検討する必要がある、勿論日本としては連盟の制裁には協力できないが、紛争に対してはその急速解決を希望し、紛争を助長する如き行為に出ないとの態度をもって、連盟側に応酬することとしたいとし、なお現状では、必ずしも国際法上の戦争に入ったわけではないので、

中立宣言等は差控え、事実上前記の態度で事態を注視し、連盟や英国がアプローチするに先立ち、日本から進んで態度を宣明する必要はないと回答したのである。

この間ジュネーブでは、日本側の予想通り、制裁問題の研究機関、十八人委員会が、非連盟国に対する協力要請問題を検討していた。非連盟国中には日本を始め、いち早く中立法を適用したアメリカや、これもまた去就を注目されたドイツ等の有力国があり、連盟だけの制裁では十分な効果をあげられるかどうか不明であった。その委員会会議では、非連盟国に連盟諸会議の議事内容を通報することの是非につき、まず論議を行なった後、協力要請問題に移ったが、イギリス、フランス両国はあくまで留保的態度を維持した。というのはイーデン、イギリス代表は制裁推進の立役者であり、連盟国限りで有効に実施できる手段はいち早く実行し、その具体案決定後始めて非連盟国の協力問題を検討するよう主張したし、クーロンドル (Coulondre, Robert)、フランス代表も同じ意見であった。しかしイタリアに対する輸出禁止問題を効率的に運ぶには、アメリカには石油問題を、また石炭問題ではドイツにそれぞれ協議せねばならず、そこで一時は非連盟国に対しては個別に協力を求める案が大勢を制したかにみえたが、いかなる方法で協議するかで論議が分れ、結局はイーデン等の意見に押されて、制裁問題の実施機関たる統制委員会の議長から非連盟国に、「一方的に」、関係会議諸決議、議事録および諸提案を通報することとなった。すなわち、連盟側の実行に協力するか否かは、非連盟国自身の判断に委ねられたのである。

かくて制裁措置に関する連盟側の日本への通告は、統制委員会議長ヴァスコンセルロス (Vasconcellos, Augusto P.) からの、「制裁の効果を全うし、非連盟国が連盟の制裁を無効ならしめる如き挙に出るのを防止する」旨の希望を表明した書簡の形で、単に会議の経過を知らせるものとなった。日本に実際に伝達されたこの通告は、戦争中と戦後の分を含め前後五回にわたってなされ、(一〇)月二日第一次通告、十一月五日第二次通告、十一月九日第三次

通告、一九三六年二月一三日第四次通告（とくに石油に関する一提案および専門家委員会報告書も送付）、および七月九日制裁終止に関する通告、これらを横山局長代理が本国に送付した。第一次通告伝達の際、連盟側は横山に、非連盟国が適当と認める通報と、この機会に非連盟国がとるべき一切の手段に関する通告を勧迎する旨を告げたが、以後は全くなかった。

ヴァスコンセロスの第一次通告に対し、日本は連盟の政治決定に進んで賛意を表すべきではないとして、一〇月二六日、ヴァスコンセロス宛ではなく、横山宛に、そのとるべき態度につき次の如く通報したが、これが連盟側数回の通告に対する日本側唯一の反応となった。すなわち、今回の議長通告は正式な協力要請ではなく、かつ何らわが方の回答を要求していない、そこでわが方から進んで連盟の制裁を是認し、その制裁を援助するとみられるような通報を行なうことは、「非連盟国トシテ連盟ノ政治的活動ニハ一切干与セザル根本方針ニ悖リ」、また連盟の制裁には欧州諸国でもその実行を肯じない国もあり、目下は関係国で和協工作が進行中であるとして、「我方ヨリ何等意見ヲ表示スルノ時期ニ非ズ」と思考される、ついでには今次の議長通告は「黙過スルコト致ス可キニ付右御含置アリ度」と伝えたのである。横山からヴァスコンセロスに何らの意思表示もなされなかったこと勿論である。なおアメリカは議長書簡に対し、すでに行なっていた中立宣言を再確認し、同じ非連盟国エジプト、アラビヤ、スーダン等は連盟側の措置に準ずる回答を行なった。

その頃エチオピア戦線では、エチオピア軍の主力が決戦を避けたこともあって、当初イタリア軍は圧倒的な優勢を示した。エリトリア方面から南下してエチオピア領内に侵入したイタリア軍は、総司令官デ・ボノ（De Bono, Emilio）将軍指揮下に約十五万⁽⁵³⁾を擁し、まず北部の二都市を空襲した後、一〇月四日国境線近くのアジグラット（Adigrat）を攻略し、ついで三九年前イタリア軍が殲滅させられた旧怨の地アドワ（Adowa）を攻撃して、早

くも二日その併合を宣言し、一五日には古都アクスム (Aksum) も陥落させ、南部戦線では、グラチアニ (Graziani, Rodolfo) 將軍指揮下に約五万の兵力をもって、ムッサ・フリ (Mussa Ali) 山岳地帯およびオガデン (Ogaden) 平原地方の両所から内陸への進撃を続けたのである。

イタリア軍のこの優勢は、一月になつてもなお続行した。北部ではアドワ攻略後戦線を整備しつつ、次の目標マカレ (Makale) 攻撃の準備を行なつていたイタリア軍は、一月三日進撃を再開し、ハウジエン (Hauzien) を抜いた後、八日には無抵抗のうちにマカレに入城し、またアンタロ (Antalo)・ドロ (Dolo) の要地も占領して、早くも一四日にはチグレ (Tigre) 州占領地帯の併合を宣言する。南部戦線でもフアラン (Faran) 河沿いのゴラハイ (Gorahai) を占領した後、一〇日にはさらに北方にあり、オガデン州の中心地ハラル (Harrar) の前進拠点であつたササバネー (Sasabaneh) を攻略し、またアウサ (Aussa) 平原を南下するイタリア軍の作戦も進捗して、この第二次作戦もイタリア軍の優勢裡に展開していった。しかも月末の二八日、従来の平和的占領政策から積極果敢な作戦に転ずべく、慎重なデ・ポーノ司令官に代り参謀総長バドリオ (Badoglio, Pietro) 元帥が総指揮官に着任する。

しかし、満を持して待機していたエチオピア軍の反撃が、すでに南部戦線で開始されていた。さすがのイタリア軍もエチオピア軍の猛攻に、月末にはワルワル、ゲルログビ (Gerlogubi)・ゴラハイ (Gorahai) の線まで後退を余儀なくされ、他方北部戦線では二月中旬頃からタカゼ (Takaze) 河沿いに始まつたエチオピア軍の反撃のため、下旬にはアビ・アディ (Abbi Addi) が奪還され、マカレも危険に曝されアクスム西側も圧迫されるという、戦局逆転の様相⁽³⁾さえ呈した。

他方ジュネーブでは、一〇月一九日までに、十八人委員会審議の、制裁に関する五提案を採択した連盟総会が、

その実施期日を一月一日と決定したが、この五提案のいずれもが、武力制裁、経済封鎖等の強力措置を伴わない制裁措置であった上、各国の足並みも揃わず、さらに致命的なことは、その禁輸品目中に、石油、石炭、鉄等の重要戦略物資を欠いていたことである。そこでカナダ代表がこれら物資を制裁品目中に追加する提案を行ない、ようやく連盟内で石油禁輸の審議が開始されようとした矢先、出現したのがイギリス、フランス両国の連盟外和協工作で作成したホーア・ラヴァール案であった。この平和解決案もしかし、エチオピアの犠牲において侵略者に償金を与えるものとの悪評を残しつつ、やがて挫折する運命を辿ったが、重要物資を欠いた連盟の経済制裁は、イタリアの経済生活を大いに逼迫させたものの、イタリア軍の戦闘能力を決定的に寸断するまでには至らなかつた。

従来エチオピア問題をめぐってもつれており、なかならず杉村声明事件を契機に一層悪化していたイタリアの対日感情は、七・八月頃をピークとしたが、一〇月頃から徐々に雪融け現象⁽⁵⁵⁾をみるのは、ジュネーブが決定し実行に移した経済制裁の及ぼす重圧を予測して頗る呻吟していたイタリアにとって、大方の非連盟国と同様日本が連盟側の措置に無関係の態度を示したことは、少なくともその重荷を軽減してくれるものと勸迎すべきことであつたからである。この点アウリチ大使は、日本は中立を維持して連盟の制裁には参加しないだろう、との意見電報をいち早くイタリア本国に送り、これに感激したブラジル、イタリア公使が、とくに電話をもつて同地の沢田節蔵大使に感謝の意を伝えたというが、この頃からイタリアは経済制裁参加に踏み切つた各連盟国に背を向け、経済制裁に無関係であつた日本・ドイツ等の非連盟国寄りの態度を示し始めたのである。一二月末杉村は、日独両国の支援をえようとするイタリアの努力はその後も継続され、日本に対しては主としてソ連およびイギリスに対する関係からか、ある種の默契をえようとするかの如く、日本通とみなされる諸方面の人物を狩出して種々と話をもちかけるが、彼等にはまだ一定の腹案がある様子もないので、適当に扱いつつありと状況を報告し、折しもロンドンに開か

れた海軍軍縮会議でも一月中には、ムッソリニの内命もあつてか、イタリア代表はことのほか日本側に好意的態度⁽⁵⁶⁾をみせたという。

さて、新設の在エチオピア公使館に赴任を命ぜられた鈴木九萬書記官は、戦闘たけなわの二月二十四日にアジス・アベバに到着し、代理公使として翌日ヘルイ外相に着任の挨拶をしたが、時にハイレ・セラシエ皇帝は前線部隊激励のためデシエ (Desie) に赴き、ために同市はイタリア空軍の猛爆に曝されていた。着任以来鈴木は先着の服部大尉に多大な援助をうけたというが、戦時下のことでもありその公使館開設と種々の懸案処理には相当な困難が伴った筈である。その鈴木が一二月末に行なつた報告⁽⁵⁷⁾によると、首都アジス・アベバの状況は、在留外人も相当数が引揚げ、一時は百名以上であつた新聞記者数も残り少なくなり、目下人心は比較的平静であるが、各国公使館は地下避難所を造り鉄条網をめぐらしてイタリア空軍の空爆あるいは軍隊の騒乱に備えており、現在のところ危険はないが、万一の場合はフランス公使館に避難する手筈となつておるとし、またイタリア、エチオピア両軍の状況に言及して、最近のオガデン (Ogaden)、チグレ (Tigre) 両戦線でエチオピア軍は若干の勝利を収めたが、エチオピア側も頗る財政困難でかつ多数農民を徴集したため、農作の方が疎そかになり、経済的困難に加え武器弾薬も不十分である、他方イタリア軍も天険の地形および病氣と苦闘しかつゲリラ戦に悩まされ、戦局は結局現在線を中心として大きな変動をみないであろうと伝えていた。

しかし右の鈴木⁽⁵⁸⁾の報告にかかわらず、一九三六年に入るとエチオピア戦線の膠着状態も、イタリア軍の全面的兵力の増強、その空軍機の積極的活動および南部戦線における機械化部隊の活躍により、やがて急ピッチの局面展開をみるに至つた。武器弾薬類の不足に苦吟していたエチオピアは、この間にもスイス、ベルギー、ドイツ等から銃器類を購入し、イギリスは武器こそ売らないが、弾薬は英領ソマリから相当程度供給していた模様であり、とくに

一月三日、ヘルイは内密に服部に対し、高射機関銃、小型聴音器、対戦車砲各々四台の購入と、飛行士の派遣を依頼し、服部は在フランス陸軍武官事務所を通じ、本国の参謀本部にその旨打電したものの、既述の日本の方針もあり、この申込は受諾さるべくもなかった。

エチオピア戦線の急展開はまず、一月中旬の南部戦線でのイタリア軍の攻勢から始まった。北部戦線と違って南部の地勢は、トラック、戦車等の利用に便利であり、さらに空軍機の活動と相まって、エチオピア軍の精鋭ラス・デスタ (Ras Desta) 軍をいっきよに敗走せしめ、二〇日にはネゲリ (Negelli) に到着する。しかし北部戦線では山嶽地帯が多く、天険の利を巧みに活用しての果敢なエチオピア軍のゲリラ戦に、イタリア側の軍事行動は予定通り進捗せず、焦慮したイタリア空軍が、スウェーデン等第三国の赤十字隊を誤爆するという不祥事件さえ発生した。

他方、ホーア・ラヴァール案の挫折以後、ジュネーブは暫くは沈黙を守っていたものの、しきりと制裁強化を叫ぶ世論に押され、一月二二日、十八人委員会は石油問題専門家委員会の設置を決議し、石油制裁の効果を検討せしめることとなった。その間にもイタリアの宣伝次官がドイツ宣伝相ゲッベルス (Goebbels, P. J.) と会談したとか、あるいはムッソリニがハッセル、ドイツ大使を招いて、両国の政治条約案を提示⁽⁵⁹⁾したとか、独伊接近に関する情報さえ出現した。そして二月一二日石油専門家委員会が発表した報告は、イタリアにおける石油輸入量、消費量および貯蔵量の数字をあげた後、石油禁輸が実施される場合、その効果を発揮できる時期は三カ月ないし三カ月半後であり、即時これを実行に移しても五月中ばか同月末のことで（現実にはイタリア・エチオピア戦争は、五月五日のアジス・アベバ陥落により事実上終了）、それもアメリカがイタリアへの石油輸出を一九三五年以前の程度に制限すれば有効、という付帯条件さえ加わっていた。折しもこの二月上旬、イタリア軍は北部戦線でも攻勢に転じ、中

旬にはマカレ南方のエンデルタ (Enderta) 地方で、前陸相ラス・ムルギエタ (Ras Muligeta) 率いるエチオピア軍の最精銳約七万を激戦の後潰走せしめ、その重要根拠地アンバ・アラダム (Amba Aradam) 山嶽地帯を占領し、戦争の長期化と連盟側の制裁に沈滞していたイタリア国民の厭戦気分を一掃したのである。

石油専門家委員会作成の報告を審議するための十八人委員会は、三月二日に開かれる筈であった。だがこの日イタリアの連盟代表スコッパ (Scoppa, Bova) が、石油制裁問題に関し強硬な抗議もしくは連盟脱退の威嚇を行なったため、フランス新外相フランダン (Frandon, Pierre-Etienne) は石油に関する議事を暫く延期し、代って戦争終結に関する新勧告を提案するに至った。それは明らかに石油問題討議の回避策であったが、翌三日十三人委員会 (連盟理事会と同一構成) も右勧告を議決し、これを直ちにイタリア、エチオピア両国に到達した後、両国の回答をまって改めて一〇日に審議する筈であった (エチオピアは三月五日に同意の回答、イタリアは同八日に交渉開始に同意を回答)。イタリア側の態度に問題はあったものの、エチオピアには残された最後のチャンスであった。だが三月七日欧州の本舞台では、昨年の第一爆弾宣言に続き、ヒトラーがロカルノ条約破棄を宣言し、ラインラント非武装地帯に軍隊を進駐させて、⁽⁶⁰⁾ またも大波瀾をまき起していた。

三月に入るとイタリア軍は雨季前一挙に決定的勝利を収めようと、各方面に空爆を強化し、毒ガスの使用さえ強行したため、エチオピア軍の士気にわかに沮喪し、北部戦線では忽ちのうちに総崩れの形勢となった。まず三月末から四月初めにかけて、アシャンギ (Ashangi) 湖付近の戦闘で皇帝自ら率いるエチオピア軍が敗北するや、勝ちに乗じたイタリア軍は四月一日タナ (Tana) 湖の北にあるゴन्दール (Gondar) を占領し、ついで五日クォーラム (Quoram) 一二日にはタナ湖岸に達し、一五日にはついにデシエ (Dessie) に入城した。また南部戦線でもイタリア軍はエチオピア軍を駆逐しながらハラール (Harar) を目指して北上し、四月下旬にはハラール前進基地に

攻撃を加え、ダガモド (Dagamodo)、ササバネ (Sassabane)、ダガブル (Dagabur) を次々と陥落させていた。もはや完全にイタリア軍の一方的ペースであった。

こうした戦局の動きから、戦争の終結もすでに時間の問題と考えられるに至った。ところが四月一三日付アバス通信は突如、東京の外務省スポークスマンが声明したという、「イタリアのエチオピア隷屬案に対し、日本は全く独自の行動に出るであろう」との記事を掲げ、一五日鈴木代理公使はとり急ぎこれを有田八郎新外相に報告する⁽⁶²⁾とともに、きたるべき終戦に備えての態度を含め心得おくべき事項を請訓した。

折り返し有田の返電によりやがて判明した事実は、一三日の定期新聞記者会見の際、外国通信員が欧州よりの情報を指摘して、イタリアはまもなくエチオピアを保護国の如き隷屬状態におく様子であるが、日本はいかなる態度をとるかを質問したのに対し、外務省情報部の係官が、「日本はいかなる場合にもその有する權益は充分に保護する措置をとるであろうし、イタリアがエチオピアをいかなる状態におくかは承知しないが、日本は日本の立場から独自に行動する旨、およびもしイタリアがエチオピア隷屬案を有するとすれば、世界はむしろ連盟ないし英仏がいかなる態度をとるかを注視するであろう」と応答した⁽⁶³⁾ということである。アバス通信記事は、その内容を余りに簡略にし過ぎた挙句、かえって不穏な色合いを相当ににじませたというところであろう。

右の報道記事は、かねて対日接近を意図していたイタリア側、ことに宣伝省当局を少なからず驚かした筈で、スビッチ外務次官も杉村との会談で心配顔に質問したが、本件に関するイタリア側の反日宣伝がないのは、やはり宣伝省の差金によるものであろう。杉村はこの時の印象を、この段階ではイタリアは焦眉の問題であるエチオピア処分問題に没頭し、それ以上進んで各国利権の調整といった第二段の問題につき具体的意見を求める余裕はなく、従来日本が有した対エチオピア通商擁護の点では、好意的意向を表明するに止まったと報告⁽⁶⁴⁾しているが、終戦に伴な

い日本の既得權益問題が表面化するのには後述の如くである。

エチオピア軍の敗勢を覆すすべもなくなった五月始め、次第に接近するイタリア軍を目前に、首都アジス・アベバは大混乱に陥⁽⁶⁵⁾つた。すでに大勢利あらずと判断したハイレ・セラシエ皇帝が、皇后、皇太子、諸皇族、閣僚および宮内官等総勢三〇余名を随えて、特別列車で首都を退去したのは五月二日早晩午前三時であった。皇帝一族の出発直後、宮中でまず暴徒の掠奪が開始されたが、やがて皇帝亡命の報が全市に伝わり、午前七時頃市内各処にわたって掠奪が行なわれ、放火や殺戮行為さえみられ、もつとも繁華街であった市の中心区は灰塵に帰したばかりか、住民街、公使館区域もその被害を免れられず、宮中から銃器弾薬を掠奪した暴徒は猛威をふるい、在留邦人は急ぎょイギリス、フランス、ドイツ等の公使館に避難したため、殺害された者はごく少数であった。同日夜暴徒はさらに郵便局や主要商店にも放火し、その火焰は月明りの空を焼いたという。翌三日、翌々四日までこの擾乱は続き、各公使館ともに兇悪な暴民の襲撃をうけたが、五日の午後四時パドリオ指揮下のイタリア軍二万が、ユーカリの木立をぬって入城するに及んで銃声はやみ、市内は再び以前の平静を回復した。

当時日本公使館には代理公使の鈴木と、藪内一郎、尾戸長春両書記生、それに服部大尉⁽⁶⁷⁾、山内正夫囑託、神戸三島商店支店の桐原新店長と店員の岩淵吉一の七名がおり、彼等が一致協力寝食も忘れて館の防衛に当つた。この種の危険をかねてから予測していた鈴木は、その赴任の際護身用の大型拳銃三挺と弾丸六百発を携帯したが、肝心の小銃は着任後購入困難なため、英仏両国公使から小銃各四挺と弾薬の貸与をうけ、さらに擾乱発生とともに在留民もしくは公使館使用人と、付近の家屋から避難してきた数家族の使用人（とくに四挺の軽機関銃をもっていた）を加えた（その総数は約百名に及ぶ）。なお公使館警備にそなえ、三月以来服部の指揮下に必要な設備をととのえ防備手筈をきめていた。

そして五月二日の当日、暴徒の跳梁で終日公使館は弾丸の脅威をうけ、夜に入っても警戒をゆるめず、三回にわたるその襲撃もついにこれを撃退しえた。ただし崖上にあつた日本公使館と違い、溪流を隔てたフランス公使館は、イタリアに対するフランスのかねての友好態度にエチオピア人の怨を買っていたためか、昼夜の別なく攻撃され、被害も大きく負傷者七名を出したが、その際公使館側応戦の流弾がしばしば日本公使館に飛来した。かねてアジス・アベバの外交団は、イギリス公使館護衛のパンジャブ兵百五十名をして、各公使館の防衛に任ずる旨打合がなされており、英兵の来援で各公使館ともに危機を脱したが、日本公使館は地勢上救援を求めることもできず、また無電装置もないため最後まで自力で防衛しなければならなかった。

この間鈴木は本国に騒乱の第一報を送ろうと苦心したが、電信不通の状況でやむなく館用車に機関銃二挺をすえ護衛三名をつけて、動揺する暴徒の中をフランス公使館に走り、同館の電信を利用して発電した。なお五日朝は日本公使館前の住民家屋に潜入した暴徒が公使館めがけ発砲したので、これに応戦し二名を射殺したところ、同夜その復讐のためか猛烈な攻撃をうけたが無事撃退した。またイギリス公使館以外の各国公使館は例外なく襲撃をうけ、領事館ではギリシャ、スウェーデンが掠奪にあつた。なお市内繁華街に住宅があつた服部と同居の山内も被害者であり、四月初めから駅通りに開設した神戸三島商店支店も五月二日、掠奪をうけ放火の結果炎上した。

五、イタリアのエチオピア併合と日本の既得権要求

五月二日のエチオピア皇帝の首都退去、代つて五日バドリオ軍の入城をもって、エチオピア戦争は事実上終了した。七日有田は四日間にわたる苦闘に堪え公使館防衛を全うした鈴木に、「貴官始め館員一同よく職責を尽したこ

とを深く多とし、ここに一同の無事を祝いその労をねぎらう」と打電⁽⁶⁸⁾したが、遠隔地に発生した騒乱の情報のないまま、本省は焦燥沈痛な面持ちで第一報を鶴首していたことは想像に難くはない。ところでアジス・アベバに進駐したバドリオはその前日、首都の外交団に対し口上書をもって、「本司令官がイタリア国王の名において軍事、民政上のすべての権力を管掌し、各公使館と在留外国人を保護する」旨の通告⁽⁶⁹⁾を行なった。

その翌七日有田はローマに打電し杉村に、在エチオピア公使館および在留邦人の生命財産の安全は、イタリア軍が保証すると信ずるが、イタリア側の出方によってはわが方の權益に重大な影響ありとして、同国政府に従来エチオピアに維持していた日本の權益尊重と、在留邦人の保護方を申し入れるよう訓令した。だが杉村はこの性急な有田の訓電にはいささか批判的で、その申し入れの時期は、イタリアから日本側權益の何たるかを質問された時ではないか、その際具体的に説明できるよう詳細回示されたい、なお各国の有する権利の確定が頗る難しい現在、列国に先立って日本のみひとりその保護を申し出る時は、間接にイタリアのエチオピア併合を認めたものとみなされるおそれもあり、まず要求限度を明確にし、列国の対イタリア交渉状況をみた上で、抜目なく要求を出すことが妥当であると意見具申した。こうして日本側の既得權益の申し入れは早急には実行されず、その後の成行いかんとされたのである。

イタリア軍の占領によるエチオピアのステータスが始めて明確になるのは、五月一二日アウリチ大使が堀内謙介次官と会談し、エチオピア併合に関する九日付緊急勅令の要領を提示した時であった。以後日本は戦後の処理問題では、イタリアのエチオピア併合という既成事実をまず前提としなければならなかった。この時堀内は、日本側態度については本件を充分研究の上、追って表示したいと述べたに對し、アウリチは、日本は制裁国ではないので、容易に態度を決定できる筈だと応じた⁽⁷⁰⁾が、事実イタリアはこの間経済制裁の包囲下に、國際孤立を脱すべく、非制

裁国に対する接近工作を着々展開していた。ワシントンの日本大使館参事官の吉沢清次郎が、アメリカ國務省極東部のドゥーマン (Dooman, Eugene H.) を訪れその旨の質問をしたのが翌二三日であった。ドゥーマン・メモによると、吉沢が質問した問題については何も知らなかったもので、後刻担当官に確認するが、自分の知る限りではアメリカ政府は何らの決定も行なっていないと告げたに對し、吉沢は笑いながら、スチムソン・ドクトリンの不承認は今なお有効と思う（イタリアの併合をアメリカは不承認ではないかの皮肉）と言及、そこでドゥーマンはエチオピア問題については、日本はさぞ興味をもって注視していることであろうと応酬したという。その翌日ドゥーマンから吉沢に、アメリカは何らのコメントなしに、イタリアの通告を受領したと通知してきた。

イタリアのエチオピア編入に對する日本側の態度が明瞭になるのは、六月二七日、有田が杉村に發した訓電である。その要旨は、とも角も今事件は外形上滿州事変と類似点をもつことと、日本・イタリア兩國の国情も割合共通点をもつ事実を考慮すべきであるとし、連盟国の態度を見極めることなく、早急に併合を承認するのは、對英關係からも微妙な問題がなくはないが、その（併合の）事實關係はこれを認めるほかはないとした上、そこで、連盟の動向を注視しながら、連盟の決定に一步を先んずる態度で処置することが妥当としたのである。すなわち、滿州事変との類似性と似通ったその国情を意識した上で、イタリアのエチオピア併合を認める姿勢をまず整えたが、やはり既得権の擁護および主張を充分配慮した上での方針であろう。なお事実上の承認を行なうのは、エチオピアの旧公使館を廢止し、これに換えて領事館を設置するための公文交換がなされた一月三〇日であった。

問題は、エチオピアにおける日本側既得権をいかにイタリアに保証させるかであった。一九三〇年一月一五日調印の日本・エチオピア修好通商航海条約は、イタリアのエチオピア併合により当然失効する運命にあったが、現に同条約第二条の最惠国條款で均霑する筈の、フランス・エチオピア修好通商航海条約（一九〇八年一月一〇日締

結)では、イタリアは同条約の利益に均霑する諸国民中のある者を退去処分にしたし(その多くは親エチオピア新聞記者)、占領後間もなくイタリアの関税を設定し(占領軍が取急ぎ作成した関税)、また利益均霑国民は治外法権を有したにもかかわらず、在留外人はイタリア裁判権に服すべき旨の総督令を發した等の事例があり、過去イタリアは、第三国の權益を完全に無視していたのである。

さらに日本側權益中の最大のものは、日本品の対エチオピア輸出の実績であつた。当時の外務省通商局の作成資料によると、フランス領ジブチ港に輸入された貨物の七五ないし八〇%がエチオピアの輸入であつたが、そのうち生地粗布のジブチ輸入量は一九三四年度は五、〇九一、二五〇キロ、紛争が起り取引が円滑でなくなつた三五年年度でも三、九五二、六一〇キロで、総輸入量に対し各々二五・九%および二四・九%を占め全部日本品であり、また木綿、綿糸は八五%以上が日本品で、残余の一五%も少量のイギリス製品(高級木綿)を除き、その大部分はポンペイの日本商社もしくはインド人が取扱っているがこれも殆んどが日本品で、その他ビール、陶器、ガラス器等の雜貨も輸出され、三五年度は総輸入額の三三・二%に達し、その金額一千万円に達した。(なお大藏省統計によれば、フランス領ソマリ・コースト向け輸出は、三四年度四百九万円余、三五年度二七一万円と低目の算定)。しかもこの輸入実績はエチオピアの奥地生活様式の改善、文化の向上に伴ない、綿布、人絹等の織物を始め雜貨の売行きは増加の傾向にあり、エチオピアは日本品の輸出市場として、将来頗る有望とみられていた矢先であつた。

しかしエチオピアの事実上の消滅で日エ修好通商条約が失効するに至り、また日本・イタリア通商航海条約もその交渉経過からエチオピアに拡張される筈はなく、日本・エチオピア関係を律すべき約定は皆無である現状にかんがみ、旧販路を維持し新市場を獲得するためには、イタリアとの交渉では最少限度最惠国待遇を確保する必要がある、そこで対イタリア条約を改定して、これをそのままエチオピアにも拡張適用するよう、交渉することが何より

も肝要であった。ただしその際問題は、そのエチオピア併合以来、競争的立場にある諸国品のエチオピア輸入を禁止する、イタリアの経済政策であったが、日本品と競争的立場にあるイタリアの主要産品は、農産物を除き絹織物、綿織物（世界第三位）、人絹（世界第四位）、以下機械、ガラス器、帽子、革細工、陶器等であり、これを考慮すると、単純に最恵国待遇を認めさせるだけでは、従来エチオピアに有した地位の維持すら困難であった。そこで経済制裁に日本の不参加と、リラ貨四割切下げによるイタリアの有利な立場等を強調しながら、エチオピア産コーヒーの買付を約し、あるいはたとえば屑、古繊維、大理石等に対し対イタリア協定税率数を増加する等大幅な譲歩をし、最後に少なくとも事実上イタリアのエチオピア併合を承認することもやむをえないとしたのである。

こうした輸出貿易のほか、当面の問題としては、在エチオピア日本公使館の処理問題と首都擾乱の際の在留邦人の被害補償があった。鈴木（註）の報告によれば、前者にあつては公使館の敷地および建物は、三六年二月末に期間三年借料月額六百タレル家具なしの契約で、エチオピア皇后から借受けたもので、以後日本側は約六万二千フランで内部諸設備、家具の備付を行なつたが、イタリア軍は占領後皇室財産、公共施設等はすべて押収しているので、財産管理人不在の現在これをどうするか。後者についてはエチオピア併合により、イタリアはその各種利益を継承するであろう結果、損害に対し補償を行なうのは当然であり、掠奪放火にあつた神戸三島支店の被害額は邦価約七千円、その住居掠奪にあつた山内正夫囑託の被害額約四千五百円その合計一万一千五百円余を補償させる、とくに神戸三島支店の開設は、従来インド人アルメニア商人によりその利益を壟断されていた日本品を、直接日本人の手で輸入できるチャンスであり、前途有望でもあつたからぜひその利益を保障したいとし、今後の折衝の課題とされたのである。

イタリアのエチオピア併合に対する承認、既得権の保証申入れに直接関連する外交問題として、在エチオピア日

本公使館の廃止問題があつた。戦乱さなかの三五年末にエチオピアに着任した鈴木は、翌年一月一日に公使館を開設したが、戦時下代理公使としての激務に、身心の疲労が重なりために心臓を悪化させ、かねて帰国希望を出していた。本省はそこでその後任として浅田俊介書記官にエチオピア在勤を発令した。浅田のジブチ港到着は当初六月中ばと予定されたが、エチオピア戦争のその後の急変、アジス・アベバの陥落、イタリアのエチオピア併合によって、局面は完全に一変していた。事態を憂慮した鈴木は、万一を計りローマの日本大使館に、公使館存廃問題には触れずに、現地の司令官バドリオに率直に代理公使の交迭を申し入れるよう、同時にイタリア政府に通報するかたわら、その査証については、在ジブチ・イタリア領事が一々本国に請訓しているので、イタリア政府から同領事館に指令するよう尽力方打電した。ところがブラッセルで大森代理大使がイタリア側大使館員から聞き出した情報によれば、従来の在エチオピア外交団は暫くはその滞在を黙認するが、新任外交官の入国は絶対に許可しない、ただし領事もしくは総領事としてイタリア側に認可状を求める場合はこれを認めるというのがイタリア側の方針らしく、そこで外交官としての浅田の現地入国は、相当に難儀な問題とみられたのである。現実にはエチオピア、ベルギー公使は公使館を全く留守にし、ジブチで後任に引継ぐ手筈であつたが、これにイタリア側は査証を与えず、またアメリカ公使館増員の一名も一〇日も待たされるという実情であつた。

さて浅田は六月一四日ジブチに到着し、翌日これを迎えた藪内書記生が、同地のイタリア総領事館に向いて交渉したが埒が明かず、やむなく浅田自ら総領事館を訪問し、鈴木代理公使離任の実情を告げて便宜供与を依頼したが、イタリア側は、エチオピアが消滅してイタリア領となつた事實は、すでに各国に通知済みであり、領事官としてならばとも角、外交官としての入国は本国政府の訓令で認め難いと譲らず、結局浅田は当分ジブチに滞在するほ⁽⁷⁶⁾かはなかつた。これこそあくまでエチオピア併合を承認させたいイタリア側強硬態度の一面であつたが、ともあれ

鈴木はぜひ離任しなければならず、以後在エチオピア大使館は藪内が「事務代理」(chargé des Affaires)として館務を処理した。

エチオピアが併合され、その後連盟国中には自発的に制裁を打切るものもあって、これ以上続行するも効果なしとする声も高まり、七月四日の連盟総会については制裁措置の撤廃を決定したが、同時にまた武力による領土問題の解決はこれを認めない旨の決議を行ない、その上九月の通常総会ではエチオピア代表も出席するので、当分は連盟各国がイタリアのエチオピア併合を承認することはまずあるまいとみられた。しかるに七月二五日、かねてエチオピア併合を承認するかわり、イタリアにライン非武装地帯への進駐を認めさせようと狙っていたドイツは、列国に先駆けて在エチオピア大使館を総領事館とすることをイタリアに通告し、すでに宣伝相から外相に転任していたチアノをして、これこそ独伊間友好の新しい絆と狂喜せしめた。

一〇月上旬のアウリチ・堀内会談の時、その背景は明らかでないが、堀内から、日本領事館をエチオピアに設置すると同時に、イタリアも満州国に領事館をおくこと(満州国承認)を示唆したようである。すると間もなくアウリチから、本件領事館設置問題については近くローマで、イタリア側から杉村に何らかの申出がある筈と伝えてきた。この時有田は、次官の示唆と違い、在エチオピア日本公使館を廃止しかわりに領事館を設置することを考案中であるが、イタリア側の在満領事館設置問題については、まだ満州国側の意向を始め、関係方面の意向もなお不明であり、かつ堀内次官の行なった提案は非公式であることと、在満領事館の問題はあくまで満州国の問題であると通知したのである。

一〇月一四日ローマでは、チアノが杉村に、先の堀内次官からの申出もあり、とくと検討した結果これを承諾することに決したと伝え、かつ両国の総領事館同日設置案を提示して、日本からローマでイタリア側に新館設置の認

可を申請し、他方イタリアからは在日アウリチ大使をして満州国に同様申請することとし、それは同日行ないかつ同盟とステファニの両通信をして世界に報道したいと告げた。⁽⁷⁸⁾その後ドイツに最初の公式訪問を行なったチアノは、二一日ノイラート (Neurath, Konstantin von) 外相に対し、イタリアは満州国を承認することに決定したこと、およびエチオピア併合に関し日本の承認をひき出すため交渉中であると告げている。⁽⁷⁹⁾なお相互承認問題に関連し、中国側の反応を懸念したノイラートに対し、チアノは、最近の蔣介石の反伊的発言や、イタリア中国間冷却化のため、現在は中国を顧慮する必要はなくなっていると伝えていた。中国の経済制裁参加が転機となつて非友好関係を醸成するに至つたが、この時点では、すでにイタリアは、中国よりも日本寄りの姿勢を示していることに注目すべきである。なおこの時チアノはノイラートから、日独防共協定交渉の進捗ぶりを聞かされたのである。帰国したチアノは再度杉村に、先の有田発言に言及して、どうも有田は個人的にイタリアもしくはチアノに反感をもち、領事館設置の実現に反対しているように思われると仄かしたので、杉村はこれを否定し、日本側も着々実施の準備を行なっている旨を説明した。

正式に日本が、在エチオピア公使館を領事館に変更する旨——イタリアのエチオピア併合の事実上の承認であるが——の方針をうち出したのが一月一四日である。本省から杉村に送られた電報によると、(一)在エチオピア公使館を領事館に変更する用意があること、(二)エチオピアにおける日本の通商上の權益尊重については、かねてムツリニ首相その他イタリア当局の言明もあり、さらに先方の諒解をとること、(三)在奉天イタリア総領事館については、満州国側の希望する手続によれば、その開設には異議はないとのことであること等を、イタリア側に申し入れるとともに、満州国の承認を交換的に求める (Tantamount recognition) 形とすることは避けるようにしたのである。

時にチアノはブダペストを訪問中であつたが、帰国するのを待つて十一月一八日杉村は右の訓令を執行した。⁽⁸⁰⁾チアノは頗る満足し、日本側の利益保護には充分の保障を与える旨を確約し、通商上の最惠国待遇についても何ら異議はないこと、現行通商条約をエチオピアに拡張適用することも差控えなく、そのために特別協定を結んでもよいと述べ、非常に好意的であつた。この時チアノは杉村が伝達した訓令の内容を、即刻公表してよいかと乱ね、とくにエチオピア併合の承認と満州国承認とを交換的に行なわないう、日本側の意向に應ずるため、アウリチから同じ在京の満州国大使への手続は二三日遅らせてもよく、恐らく中国側はこれに不服を唱えるであらうが、それは無視する積りだと告げた。なおこの会談では日伊防共協定問題にも触れられたが、この時の杉村の対応は、チアノ文書と杉村自身の本国あて報告とは全く事情が異なり、前者では杉村は政治、軍事、経済、文化面での兩國の友好関係強化を強調したとし、後者では彼は防共協定の存在を疑問視し、当座は双方の領事館開設問題に交渉を限定することが望ましいと述べた⁽⁸¹⁾としている。

このチアノの友好的態度に希望をみ出した杉村は、機会を逸せずできるだけイタリヤ側から有利な確約をとりつけようと、その後精力的な活動を続けた。一月二七日まで彼はチアノと三回、通商局長とは二回そしてムツソリニとも会談した。とくにムツソリニには、日本側の利益保護には特別の考慮を払うよう、またその後態度を硬化してきたチアノを説得することも依頼して快諾を⁽⁸²⁾えたが、そのチアノは、日本側の要請に非常に好意的であつた一八日の会談につき、書面を交換したいと申入れる杉村に対し、勿論日本側の利益を保証することは辞さないが、エチオピア経済の将来についてはなお正確な見通しがたない現在、法律的に拘束力のある具体的約束を、文書の形式で行なうのは時期尚早であり、かつ日伊通商条約をエチオピアに適用云々は、今後その方向に進みうる可能性のあることを示唆したにすぎないと弁解し、通商局長に至つては、条約上の原則中たとえば最惠国条項の如きは適用を

妨げないが、適用を困難とする条項もあり、とくに日伊協定の税率をそのままエチオピアに適用しても、実効は疑わしいとさえ説明し、さらに独伊交渉に言及して、イタリアはドイツの利益保護に好意的考慮を与えると約束したにすぎず、独伊通商協定の成立は今後の課題であり、日本に対しても目下はそれ以上に進んだ約束はできないと強調した。それは日本に頗る好意的であった一八日のチアノの言明からの大幅な後退であったが、ハンガリーから帰国したばかりの安堵感からつい友好的な口調になったものの、あわてた事務当局が急ぎょチアノに迫って、大急ぎその根本的修正を要請したためと思われる。

事態ここに至ってはやむをえず、杉村は一八日の会谈の趣旨を確認する文書のとりつけだけは粘ってこれに成功し、現状においてとりつけうる最大限度として、本国に書面の送付を要請した。

かくて日本・イタリア両国間の貿易調整問題は、なお将来に残されたが、相互の承認問題を微妙にからめての各領事館設置問題が一足先に出現する。一月二五日に日独間に防共協定が調印され、それが公表されると、これに焦ってか、チアノは本件設置問題を早目に公表したいと、杉村に要請した。この間にもイタリアは在満総領事館の設置問題で着々準備をととのえ、アウリチはすでに駐日満州国大使謝介石に、一月二〇日付公文をもって、在奉天イタリア総領事館の開設につき、満州国政府の承認をえたいと通告していたが、やがて二月一日、謝介石は本件承認の満州国側通告を伝えたのである。そして日本とイタリア間には一月三〇日、杉村とチアノの間に書簡が交換された。すなわち日本側の、「今般帝国政府は在エチオピア公使館を閉鎖し、アジス・アベバ領事館を開設する用意ある旨を伊国政府に通告したり。なお伊国政府はエチオピアに於ける通商その他に關する帝国の利益を尊重し、右に対し特に好意的考量を加ふる事とせり」、およびこれを確認したイタリア側書簡で、内容は極めて簡潔である。なお一二月二日、今回のアジス・アベバ公使館の廃止と領事館設置問題に言及した外務省当局談は、現在日

伊問貿易関係の今後の調整交渉が期待されているが、右以外政治的協定に関する話合は全く行なわれていないと微妙な否定に及び、最後に、今般イタリア政府と満州国政府の間に、在奉天イタリア総領事館開設の話合が成立した趣であるが、これと本件とは全く無関係であると、とくに言及していたのは興味のあるところである。

このイタリアの措置に中国各紙は激怒した。すなわち日本・イタリア間に協定が成立したとして、「イタリアが欧州に雄を唱えるため、エチオピア併合の承認を交換条件に、満州国を承認せんとするもの」（掃蕩法）、「これが事実とすれば、中国の善意をイタリアから引離すもの」（チャイナ・プレス）、「この不法取引を絶対に承認しえず、イタリアの道義違背に対しては非常な不信を表明する」（申報、中華日報）等攻撃を行なったが、折しも蔣介石主席はムツソリニに親書を寄せて、イタリアの反赤化政策を礼讃し、赤化に脅かされる中国にぜひ支援を与えられたいと要請した。これを杉村に知らせたチアノは、イタリアとしては中国との貿易の重要性を考えれば、これ以上中国の立場を無視できない旨を伝えた。⁸³ 中国に対するイタリアのこうした立場もあり、今回の措置としてイタリアは単に在奉天総領事館の開設を通告したに止まり、満州国承認はさらに後日の問題とされた。

なおエチオピア戦争に関連して重要な役割を演じたイギリス、フランス両国も、一月二二日イタリアに、アジス・アベバの公使館を廃止しこれを総領事館とする旨の通告を行なうが、ただしイギリスは、同措置はイタリアのエチオピア併合を事実上承認したのではなく、イタリアが統治する現実を認めたとすぎないと説明した。⁸⁴ またイギリスは、さきの日本・イタリア間の書簡交換に関連して、イギリス側の情報によれば、イタリア側の承認云々の報道に反して、日本は承認を行なっていないと言及したが、日本側の領事館設置問題の主たる狙いは日伊貿易の調整にあり、これによりイタリアのエチオピア併合に、事実上の承認を与えたとみるのが妥当であろう。

翌一九三七年七月の蘆溝橋事件を契機に日中全面戦争に突入するが、以後イタリアは積極的な日本傾斜の政策を

展開する。日中衝突を審議したブラッセル会議（一月三日—十五日）ではイタリアは積極的に日本を支持し、一月六日には日独防共協定に加盟して三国防共協定とし、一月一日満州国外交部大臣張燕卿宛の電報で同政府を正式に承認、同時に同国にある領事館を公使館とする旨の公式通知を行なう。さらに一月一日には日独兩國に続いて國際連盟を脱退し、三〇日、日伊通商航海條約追加協定に調印、⁽⁸⁵⁾旧エチオピアを含むイタリア植民地および屬地の全部に、同協定は適用されることとなった。一九三八年には駐華イタリア大使コラ（Corra）が日中和平交渉で活躍するが、日本側の拒絶に遭い立消えとなるのは周知の事実である。

- (1) 外務省外交史料館所蔵史料「伊エ紛争関係」教冊を参照した。
- (2) 一九一六年の革命でザウジツィが帝位について以降摂政タファリが事実上國政を掌理した。
- (3) 第一候補は子爵黒田広志氏次女雅子、第二候補は門司市田畑亀太郎三女茂子
- (4) 大山卯次郎「イタリー・エチオピア紛争」(國際知識昭和九年)
- (5) 一九三四年三月一日付 Egyptian Mail 紙
- (6) Ernst L. Presseisen : Germany and Japan, p. 164.
- (7) 昭和九年二月欧亚局第二課作成第六十七議會用調書(第二冊)
- (8) Dorothy Borg : The United States and the Far Eastern Crisis of 1933—1938, p. 74.
- (9) Presseisen, *ibid.*, p. 165.
- (10) 昭和九年二月一日付在伊杉村大使発菟田外相宛機密第三五三三号
- (11) 昭和一〇年四月五日、在伊杉村発菟田外相宛機密第一〇四号電
- (12) 戦争に至るまでの過程で、ムッソリニと意見を同じくし、積極的に準備を進めたのが Palazzo Chigi (イタリア外務省)

- であつたとする (George W. Baer : 'The Coming of the Italian-Ethiopian War, p. 21.)
- (13) 在伊米武官代理 Brandy の報告 (Foreign Relations of the United States—以下 FRUS と略称、1934, Vol. 2, p. 754.)
- (14) エチオピアの国際連盟加盟は一九三三年九月二八日、英伊は同国の奴隸制度をもつて不賛成であつたが、仏が熱心に加盟を周旋した。
- (15) 昭和九年二月二四日杉村発広田宛第三六一号電
- (16) ストレエザ會議中、エチオピア問題は議題に上らず、戸外のレストランで食事中、売子が叫んでいた新聞一面のトップに、「イタリア軍二万以上スエズを通過」との見出しがあつたが、代表者達からは何らの異議も出なかつた (Richard Collier : Ducel—The Rise and Fall of Benito Mussolini—, p. 125.)
- (17) 一九三四年九月二二日ロー武官報告 (FRUS, 1934, Vol. 2, pp. 756, 757.)
- (18) 当時ジームンス会社の技師や航空機製作者がエチオピアに向け出発中との情報もあり、それに応えたドイツ国防省兵器局係官は、手榴弾、拳銃は送られた可能性はあるが、機関銃、大砲等は送っていないと述べた。(Documents on German Foreign Policy (以下 DGFP と略称), 1918~1941, Series C Vol. 4, p. 146.)
- (19) 「ローマのアフリカ軍には戦闘意欲なく、イタリアは動員以来すでに八百萬リラを消費した」と題してイタリア遠征軍を攻撃し、他方エチオピア軍の準備は万全だと強調した。
- (20) 昭和一〇年七月一日広田発在米大使宛合第五二三号電
- (21) 同七月一日在英藤井代理大使発広田宛第一三三八号電
- (22) 同七月二七日杉村発広田宛第七八号電
- (23) 同七月二七日連合外信第四号
- (24) 同七月二七日広田発杉村宛第三二二号電

- (25) 同七月一八日杉村発広田宛機密第二一九号電
- (26) 同七月一九日広田発杉村宛第三四号電
- (27) 同七月二三日連合外信第一二号
- (28) 同七月二三日連合外信第一号
- (29) FRUS, 1935, Vol. 2, pp. 617, 618.
- (30) 七月三〇日付ブリヤート・モンゴリスカヤ・ブラウダ紙
- (31) 八月五日アジスアベバ発エクステンジ・テレグラフ社通信さらに六日のポスト・ガーディアン、ヘラルド、メトル、エクスプレスも同記事を掲げた。
- (32) エチオピア皇帝はドイツに対しても特使を送り、前エチオピア公使 *Paider* に三万挺のライフルと相当数の機関銃購入に十分な、三百万マルクの融資を依頼した (*Bülow* 次官より *Neurath* 外相宛) DGF Series C Vol. 4, p. 454.
- (33) 昭和一〇年八月七日杉村発広田宛郵第二号
- (34) 東郷は武器の輸出された事実はなく、また態度を決定する必要に迫られておらず紛争がいかなる経過を辿るか不明なので、決定的態度を表明する時期ではなく、むしろ英仏の態度決定が先決と答えた (原田熊雄編「西園寺公と政局」第四卷三〇五頁)
- (35) 八月六日広田発杉村宛第四四号電
- (36) 八月一六日杉村発広田宛第一〇三号電
- (37) 伊領ソマリランドに沿うオガデン沙漠の一部とアデン湾上の英のセイラ港をイタリヤに割譲する案で、ムッソリニは「俺は沙漠の収集家じゃない」と述べたといひ、アドワ、アタムズの北部都市と伊領エリトリア、伊領ソマリランドを結ぶ地域、エチオピア軍の解体を要求した—Richard Collier 前掲書 p. 126.

- (38) 以下吉田主管課長ノート
- (39) 赤十字救護事業に因しては、アメリカ、スペイン、ギリシヤ、ロシアニア、ルーマニア、シヤム、スイス、ソ連、ユーゴ一の赤十字から救護班を派遣、日本は救護班派遣が困難であったため、早急に救護材料を送った（二月二十九日鈴木発広田宛第三号電）
- (40) 九月九日付在伊武官発電報
- (41) 当時攻勢に出たイタリア軍二十五万のうち、五十一六万が土民軍で白人兵のうち正規軍は四コ師団、黒シャツ隊四コ師団、なお道路建設その他に多数の労働者が派遣されていた (Survey of International Affairs, 1935, Vol. 2, p. 378)
- (42) 制裁不参加を表明したのは、イタリアと特別な関係にあるオーストリア、ハンガリー、アルバニアと中立国スイスであった。
- (43) 非連盟国中いち速く態度を明確にしたのは、一月六日大統領令をもって、先に議会が採択した中立法を承認したアメリカであった。
- (44) 一月四日広田発横山宛電報第九〇号電
- (45) 一月一日横山発広田宛電報第二二三号電
- (46) 一月一日在仏佐藤発広田宛電報第三三五号電
- (47) 一月一日九日広田発佐藤宛電報第一八〇号電
- (48) 一月一日三日横山発広田宛電報第二二〇号電
- (49) 日米独三国のほか、ブラジル、アラビヤ、スーダン、コスタリカ、ダンチヒ、エジプト、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコの十一カ国
- (50) 昭和十二年十二月条約局第三課作成調書「伊太利エチオピア紛争ト国際連盟一対伊制裁ニ関スル連盟ノ措置及各種決定」

- (51) 一〇月二〇日横山堯田宛電報第二四九号電
- (52) ある外国通信員によれば、動員可能なエチオピア軍は百八万三千であるが、ベルギー、スウェーデン人軍事顧問が訓練した近衛兵はせいぜい三万、その他は地方の有力者もしくは州で編成された軍隊で、近代戦の知識はなく、五十万の兵士がせいぜい旧式な小銃をもつ程度であったという。
- (53) Santini 將軍指揮下の第一軍三万五千は Adigrat を目標、デ・ポーノ直属の Askari 軍四万は Brioli 將軍指揮下に Entisio を、第二軍は Maravigna 將軍指揮下に Adowa を目指した。
- (54) 山岳の多い北部戦線では砲兵、戦車隊の活躍も十分できず、兵器廠、要塞等の重要目標がなくイタリア空軍機は恰好な爆撃目標を欠いた。(FRUS 1936, Vol. 3, pp. 34—39.)
- (55) この点ブレサイセンは、日本側態度の氷解を指摘して、進行中の対伊制裁を目標してイタリアに同情し、また地中海での果敢な対英行為にイタリアを見直すに至ったとした。(Pressisen, *ibid.* p. 166)
- (56) 昭和十一年一月一七日杉村堯田宛第七号電
- (57) 鈴木のほかにも二名程打診されたが、いずれも一の足をふんだという。若い鈴木にエチオピア側は不満であったともいう。リヨンの領事館から藪内一郎、ポートサイド領事館から尾戸長春の二人が同行した(内政史研究会「鈴木九萬氏談話速記録」)
- (58) 昭和十〇年二月二十四日鈴木堯田宛第三号電
- (59) 昭和十一年一月二四日鈴木堯田宛第七号電
- (60) ドイツはその政策上エチオピア戦を有利とした。ハッセルの判断では(イ)イタリアの関心をオーストリアから紅海に転換できる、(ロ)ストレーザ戦線は動揺する、(ハ)仏伊友好関係は緊張する、(ニ)国際間の関心がドイツから逸らされる、と想定している。(DGFP Series C Vol. 4, pp. 744—746)

- (61) 一九三六年三月以降イタリア軍は化学戦を実施し、容器入りのイペリットガスを投下し、また空軍機の両翼からスプレー状に戦闘員非戦闘員を問わず掃射した。これに対しエチオピア側は完全に無抵抗であった。
- (62) 四月六日鈴木発有田宛第三八号電
- (63) 四月一七日有田発鈴木宛第二一号電
- (64) 四月三〇日杉村発有田宛第七〇号電
- (65) 以下五月一〇日鈴木発有田宛報告「アデイス・アベバ擾乱ニ関スル件」および公表文「アデイス・アベバニ於ケル擾乱ト帝國公使館ノ防衛ニ付テ」を参照
- (66) その前日（ルイ）外相は日本公使館を訪れ、外務省記録の保管方を依頼し、これをことわるとじゅうたん等皇室財産の保管を頼み、これには応じたという（鈴木九萬氏談話速記録）
- (67) 服部は前年一月当地出張を命ぜられ、四月末仏に帰任する予定であったが、戦乱のため五月末まで滞在を延期した。
- (68) 五月八日有田発在仏佐藤宛第九三号電
- (69) ローマのエチオピア併合式典に招待されたのは、ドイツ、ブラジル、オーストリア、アルバニアと日本の大使等で、明らかに制裁措置に参加しない国々であった（Richard Collier, *ibid.* p. 132）
- (70) 五月二日有田発佐藤宛第九九号電
- (71) FRUS, 1936 Vol. 3, pp. 232—233.
- (72) 六月一七日有田発杉村宛第四九号電
- (73) 一〇月三二日通商局総務課作成「日伊両国間ニ於テエチオピアニ関シ通商関係調整方ニ関スル件」
- (74) 六月二日鈴木発有田宛公機密第一〇九号
- (75) エチオピア併合により、イタリアは、エチオピア、エリトリア、イタリア領ソマリランドを合しイタリア領東アフリカと

称した。

(76) 浅田はジブチに待機したままイタリア勤務を発売され、機をみてエチオピアに出張させようとしたが、結局九月にイラン在勤を命ぜられた。

(77) DGFP Series C Vol.5, pp. 829—830.

(78) 一〇月一四日杉村発有田宛第一六九号電

(79) DGFP Series C Vol.5, p. 1133

(80) 一月一八日杉村発有田宛第一八七号電

(81) Presseisen, *ibid.* p. 167.

(82) 一月二七日杉村発有田宛第一九二号電

(83) 一月三〇日杉村発有田宛第一九九号電

(84) FRUS, 1936 Vol.3, p. 253.

(85) イタリアはその輸入には許可主義を採用し、一対一のパートナー制の下に大体日本がイタリア領東アフリカ産品を輸入した限度まで、日本から粗布および雑貨を輸出しうることとなった(通商局編「各国通商の動向と日本」)